

農村協同組合の展開過程 (二)

篠 浦 光

ま え が き

一、産業組合法と日露戦争以前の農村協同組合

(一) 産業組合法制定以前の協同組合

(二) 産業組合法の制定

(三) 日露戦争以前の協同組合

二、日露戦争後の農村協同組合

(一) 歴史的環境と協同組合の概況

(二) 信用事業

(三) 購買事業

(四) 販売事業

(五) 要 約 (以上一四卷三号)

三、反動恐慌後における農村協同組合の本格的展開

(一) 歴史的環境

(二) 組合発展の一般的特徴

(三) 信用事業

(四) 購買事業

(五) 販売事業

四、結 語

(以上本号)

三、反動恐慌後における農村協同組合の本格的展開

(一) 歴 史 的 環 境

前章でみたように、日露戦争後は産業組合の設立が相つぎ、とくに信用組合と購買組合は第一次大戦当時になるとほぼ全国的に普及するにいたった。しかしそれを構成する組合員はなお地主と少数の上層農民にかぎられており、その活動も地主や商人の利害とかなり密接に結びついたものであった。

産業組合が、その包摂する階層においても、またその事業内容においても飛躍的な拡大をみせるのは、大戦後の

相つゞ恐慌と慢性不況の中で、一方に本格的な独占資本主義体制が確立し、他方で小農保護政策が積極的に展開されるこの時期の、とくに昭和六年以降のことに属する。この事実から、協同組合が独占段階に入つてはじめて発展の根拠を与えられるものであることが指摘されている。⁽¹⁾そこでわれわれは独占段階に入つていかなる条件が成立したことが協同組合の発展を可能ならしめたものであるかを三節以下で追求していくわけであるが、それに先立ってこの時期の一般的概念をえておくために資本主義の発達と農村経済の変化、およびそれに伴う農業政策の展開についてみておくことになよう。⁽²⁾

第30表 経 済 諸 指 標

	卸売物価	株 価	工業生産指数	銀行会社資本		手 形 交換高
				新設増資	解散減資	
大正 8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9	110.0	51.3	85.4	176.6	118.9	96.3
10	84.9	53.8	76.0	92.1	471.6	88.7
11	83.0	44.4	78.3	78.6	501.4	93.4
12	84.4	42.3	83.5	59.2	568.9	88.7
13	87.5	43.2	92.9	51.5	524.3	96.4
14	85.5	49.1	98.7	59.6	493.2	108.6
昭和 1	75.8	50.4	99.6	74.9	591.9	115.5
2	72.0	45.3	95.9	70.1	579.7	81.1
3	72.4	46.2	103.3	70.5	725.7	89.5
4	70.4	38.5	111.3	72.5	445.9	82.7
5	58.0	30.3	87.2	48.1	786.5	67.1
6	49.0	29.4	76.1	47.2	652.7	60.2
7	51.6	44.6	86.9	35.6	471.6	68.8
8	57.5	45.6	114.2	78.5	578.4	87.1
9	56.9	46.6	136.5	126.6	455.4	83.8
10	59.4	48.0	157.1	104.6	504.1	83.1

大内力『農業史』159, 165頁.

第一次大戦は日本経済を未曾有の好況にまきこみ、たとえば全国会社資本金は大正四年から八年にかけての四年間に三倍近くに増大するほどの発展をとげるのであるが、大正九年の反動恐慌、一二年の関東大震災、昭和二年の

金融恐慌に加えて、五年の大恐慌は、一転して日本資本主義を未曾有の危機に陥しいることになった。このような相つゞ恐慌が日本経済に対していかに大きな打撃であったかは第三〇表にかかげた諸指標をみても明らかであろう。すなわち卸売物価は大正八年の一〇〇から大正一二年の八四・四、昭和二年の七二・〇、昭和六年にはじつに四九・〇にまで低落しており、株価の低落はそれをさらに下廻り、また工業生産指数は昭和三、四年の若干の回復を除けば昭和七年までほぼ八割台に停滞しているのである。

このような恐慌の激しさと不況の慢性化は、大戦中の好況が大戦による欧洲諸国の生産の低下というきわめて偶然的な条件によつて日本資本主義の実力以上につくりだされたものである上に、政府と日銀は大部分が対外正貨の形で蓄積されていた龐大な受取外貨をも日銀の正貨準備にくりこみ、それを基礎に日銀券を発行していたため、それがインフレーションを昂進させて、戦後の輸出の拡大を妨げ、景気の回復をおくらせたことによるものであった。しかもこの時期に本格的に確立するにいたった独占資本はみずからの資本価値の破壊と新技術の採用によつて恐慌からの脱出をはかるよりは、操短によつて価格を維持しながら打撃を回避しようとするのであつて、それが不況をますます長期化させることになつたのである。

このような慢性的不況の過程において、産業と銀行に集中・集積が進行して、日本資本主義は独占資本主義体制を確立することになる。まず一般産業についていえば会社数で〇・九%にすぎない資本金一千万円以上の会社が資本額においては大正一一年に四五・六%、大正一四年に五〇・二%、昭和三年には五五・〇%をしめるにいたつた。また銀行について、その預金の集中度をみると、五大銀行預金は昭和元年には全国普通銀行預金の二三・七%であつたのが六年には三八・三%となり、これに七大銀行を加えるとじつに五七・二%に達している。貸出の集中度は

これよりやや低いがそれでも昭和六年の五大銀行貸付は二九・六%に及んでいる。

このような独占の強化は恐慌下におけるカルテルの結成となつて現われるのであつて、とくに金融恐慌後は主要な産業の全分野にわたつて行なわれた。しかも政府は集中独占を強化し、その企業の競争力を強力にすることによつて輸出を促進し、景氣恢復の手段としようと考えたため、昭和六年には「重要産業統制法」を制定してこの動きを助長するようになる。いま農民のもつとも重要な購入品である化学肥料についてみると、大正九年に過燐酸石灰同業者会、昭和五年窒素協議会、昭和七年硫酸配給組合、昭和一年過燐酸肥料製造業組合が結成されている。とくに後の二者は協定の内容も単なる生産制限に止まらず価格にもわたつて、直接市場に対する支配統制を目的とするものであつた。

このような独占の強化が恐慌からの脱出をますます困難にしたことは先にのべたとおりであるが、恐慌と慢性不況は農業にも農業恐慌を發現させることになり、農村にきわめて深刻な打撃を与えることになった。もともと農業恐慌は地代が固定されていて農産物価格が低下してもそれに応じては縮小しにくいこと、農業は価格変動に依じて生産を調節することが技術的にも経済的にも困難であること、技術改良によつて急激に生産価格を低めていくことが工業より困難であることなどの理由のために、他の部門の恐慌以上に長期化し、不況からの恢復がおくれるという特質をもっている。⁽³⁾ しかも小農生産が支配的なばあいこの困難はますます大きなものとなるから、その打撃は破壊的であつた。

農民は何よりもまず農産物価格のいちじるしい低下によつて打撃をうける。第三一表でみるように米価は大正八年を一〇〇とすれば大正一二年の六九・六から大正末までややもち直すが昭和に入つて漸落し、恐慌が底をついた

昭和六年には三九・一とじつに四割にまで低下した。農民の有力な現金獲得生産物である繭の下落はさらにはげしく昭和六、七、九年には二〇%台にまで低落している。このような価格の下落は一般に農民が価格の低下を販売量の増加で補おうとして供給を増加したことの他に、生糸についてはアメリカの不況と人造絹糸の發達が輸入を縮小させたこと、米については植民政策上植民地米の輸入を抑えるわけにはいかなかったことなどによって拍車をかけられたものであった。このような農産物価格の動きを一般卸売物価の動きと比べてみると、農民のうけた打撃はほとんど想像を絶するものであったろう。

しかもこの時期には農村人口の自然増加は社会減少を上廻っておりまた工業労働者の被解雇者の四割近くが農村に帰るという状況であったから、打撃はますます強められたであらう。そのことは農家経済全体の動向を、農家経済調査によってみても明らかである。第三二表では大正一二年と昭和六年で調査戸数や調査方法に相異があること、調査農家が両年とも上層農家にかたよっていたことなどに十分注意しておかねばならないが、大体の傾向を知ることができる。すなわち昭和六年には農業収入は自小作の別なく半分以上に減少しているのに対し、農業経営費の面では小作料や租税公課が相対的に硬直的であり、また価格の低下を生産量の低下で補なうために生産資材の投下を手びかえることが困難であることなどの事情によって、収入の低下ほどには減少せず、ために農業所得は収入の低下をさらに大巾に下廻った。しかも兼業の機会も少なくなったため自小作や小作は農業所得と兼業所得をあわせて

第31表 主要農産物価格の動向

	米	小麦	まゆ
大正 8年	100.0	100.0	100.0
10	66.7	78.0	63.1
12	69.6	67.8	95.6
14	89.5	94.6	94.3
昭和 2	75.7	72.9	60.2
4	62.5	71.1	63.5
6	39.1	39.9	25.8
8	46.8	60.5	52.4
10	64.3	67.5	32.0

農林省『本邦農業要覧』。

も家計費をまかなうことができずに赤字を出すにいたっている。昭和六年には赤字農家の比率はどの層でも五割をはるかに上廻っており、このため農家の負債は激増して一年間の所得額をもこえるようになった。恐慌の打撃がいかに大きなものであったかは明らかであろう。

このような農家経済の悪化は深刻な社会問題を惹起した。小作運動は大正一〇年を画期として飛躍的に増大し、昭和六年には三、四一九件、一〇年には最高の六、八二四件にのぼっている。これと併行して小作人組合も増加して昭和八年には四、八一〇組合が存在し、三〇万人の小作人を包攝するにいたった。

このような農民運動のたかまりは私有財産制を部分的にせよ否定しようとする傾向をもっていたため資本主義を体制にとって、危機を条件づけるものとして意識されざるをえなかった。⁽⁴⁾そのため政府は一方で強い弾圧の態度でぞむと同時に、他方ではこれまでと比較にならぬほど積極的な農民保護政策を展開することによって農民運動を労働運動から切離し、農民を資本主義の藩屏として維持しようとする。すなわち農業政策は社会政策の色彩を強くおびたものとして、直接あるいは間接に大量の国家資金を農民に注入するという形で展開されるのである。われわれは米価政策、自作農創設維持政策、農村更生運動などの一連の小農保護政策がいずれも農民の所得減をカバーするための国家資金の注入にほかならなかったと理解することができるのであるが、このばあいこれらの政策をうけとめる農民側の組織として産業組合が想定され、それを育成利用するという形をとりながら政策

動 向

農家所得	家計費	農家余剰	赤字農家の割合	負債
円	円	円	%	円
1,383 641	1,179 631	204 11	26.2 55.1	258 734
1,295 535	1,089 546	207 -11	21.4 51.1	403 722
942 449	777 170	165 -21	26.1 51.9	— 482

が展開されていったことに注目しておかねばならない。まず米価政策についてみると、大正一〇年の米穀法制定、昭和六年の同法改正、八年の米穀統制法などによって政府は米の買上げ、売渡しの基準となる最低、最高価格を定めて米価が最低価格を割るようなばあいは無制限に買入れを行なって価格の維持と安定を図るようにした。これによってもたらされる米価の安定は組合の販売事業発達の条件を準備するものであり、しかも買上げにあたって組合、農業倉庫、さらに販売組合の全国機関である全販連を優先することにしたから、販売組合は極めて有利な条件を与えられることになった。自作農創設維持政策も大正九年から勸銀をとおして信用組合に預金部資金を流すという方式ではじめられたものであり、また大恐慌後農村の窮乏を救うために展開された負債整理事業と農村更生運動においては産業組合に指導的地位を与えられてこれに大量の低利資金が供給されることになる。

このように産業組合が積極的に利用されるようになったのは政策が個々の農民の経済活動にまで立入って、それを補充強化するための資金的援助を与えるという形で行なわれざるをえなくなったため、農民の経済活動の共同組織である産業組合を政策の媒介機関として利用す

第 32 表 農 家 経 済 の

		農業 收入	農 業 經 營 費						農業 所得	農外 所得
			土地建物 改良費	農具	肥料	小作料	諸負担	計		
自 作	{大正12年 昭和 6	円	%	%	%	%	%	円	円	円
		1,657	8.7	5.7	30.4	2.3	22.9	599	1,058	325
自小作	{大正12年 昭和 6	789	6.4	7.4	24.4	4.5	24.4	311	478	163
		1,792	5.2	4.2	23.9	29.4	8.7	790	1,003	293
小 作	{大正12年 昭和 6	753	4.1	5.5	21.3	31.2	11.0	362	391	144
		1,423	3.2	3.6	22.3	51.4	2.6	741	682	260
小 作	{大正12年 昭和 6	719	3.2	4.2	18.2	50.1	2.9	407	312	137

稲葉泰三編『複製版農家経済調査報告』。

ることがもつとも効果的になったのである。

かかる政策的援助が組合の發展の上で具体的にいかなる役割を果すものであったかは第三節以下でみることにし、次にこの時期の産業組合の一般的特点を概観しておくことにしよう。

注(1) たとえば、宇野弘藏、東畑精一『日本資本主義と農業』第二章、第五節をみよ、この点については、のちに第四節、

(次号予定)で立入って考察することにした。

(2) 以下の敘述は主として大内力『農業史』第五章による。

(3) 大内力『農業恐慌』二四七―二五六頁。

(4) 前掲『農業恐慌』二九一―四頁。

(5) 米価政策については、支持価格による買上げによって支持価格と市場価格の差額だけ農民に補助金が与えられるものと考えることができよう。

(二) 組合發展の一般的特点

ここではこの時期の組合の發展について、いくつかの特點を要約しておくことにしよう。

第一にこの時期には各種組合ともほぼ全国的に普及するにいたった。第三三表によると総組合数の増加はさしてみられないが、それでも昭和一〇年には一万五千組合に達している。当時の全国市町村数はほぼ一万二千であるからそれをかなり大きく上廻っているわけである。しかもこの時期には部落を単位とする組合が漸次減少してきている。たとえば昭和五年になると市町村組合は総組合数の六割強をしめ、全国市町村数の七割をこえている(第三四表)。このような市町村組合はとくに昭和七年から産業組合拡充五カ年計画がすすめられる過程で増加したから、昭和一〇年ころにはほぼ全市町村に市町村単位の組合が設立されるにいたったと考えられる。

このような組合の普及は、信用、購買、販売、利用のどの事業についてもみられた。先の表でみると信用組合と購買組合の増加が停滞的であるのにたいして、これまでのびやんでいた販売組合と利用組合がいちじるしく増加して前二者とほとんど肩を並べるにいたった。信用組合や購買組合が停滞的であるのはすでにこの時期までに全国的

第33表 事業別組合数の推移（兼営を含む）

	信用組合	購買組合	販売組合	利用組合	総組合数
大正 9年	11,901	9,821	7,032	2,448	13,442
12	12,707	10,869	7,941	3,538	14,260
昭和元	12,685	10,712	8,213	4,694	14,373
4	12,181	10,182	8,167	5,157	14,047
7	12,211	11,042	9,306	6,184	14,352
10	12,931	12,588	11,908	9,973	15,028

『産業組合要覧』.

第34表 市町村組合の増加

		1 市町村を区域とするもの	部落を区域とするもの	1 市町村以上を区域とするもの	計
大正13年	実数	6,867	4,024	1,280	12,171
	比率	56.4	33.1	10.5	100.0
昭和 9年	実数	8,668	4,069	1,360	14,157
	比率	61.2	28.7	10.1	100.0

千石興太郎，島田日出男『日本農村産業組合の展望』31，32頁．

第35表 種類別組合数の推移

(単位：%)

	信用	購買	販売	利用	信購	信購販	信購販利	その他共計
大正 9年	19.7	3.4	1.7	0.8	22.7	29.4	12.6	100.0
12	17.5	2.9	1.9	0.9	20.4	28.8	18.2	100.0
昭和 1	17.7	2.3	2.1	1.7	17.3	24.9	23.8	100.0
4	18.1	2.2	2.2	2.0	15.3	22.0	25.6	100.0
7	14.3	2.3	2.3	2.2	12.3	22.3	31.3	100.0
10	8.7	2.1	2.0	2.0	5.1	13.0	56.1	100.0

『産業組合要覧』.

に普及していたためであつて、この時期には多少の差こそあれ、四種事業とも全国的に普及するにいたつたのである。

もちろんこのような發展は相互無關係になされたわけではない。いま種類別組合数の推移を第三五表によつてみると、これまでは信用組合あるいは信用購買組合が多かつたのに対して、次第に信用購買販売の三種兼営組合の比重が増加し、とくに昭和一〇年になると信用購買販売利用組合という四種兼営組合が過半数をしめるようになる。このような推移を現実の過程に即していえば、信用事業あるいは信用購買事業を行なつていた組合が、一方で経営が安定し、他方で販売・利用事業実行の条件がととのつてくるにつれてそれらを兼営するようになったものとみることができよう。

このようにして、農業経営と農家經濟のために金融と流通を担当する農民の組織としての協同組合が、少なくとも形式的には全国的に普及するにいたつたことは第一に確認しておかねばならない事實である。

第二の特徴として、この時期に組合はこれまでの地主・上層農民中心のものから、農民のほとんど全階層をふくむものになってきたことをあげることができる。そのことはさしあたり農家組合員数の推移をみることからわかる。大正九年の農家組合員数はほゞ二〇〇万人であつたが昭和四年には三六〇万人、一〇年には四四〇万人に達した。総農家数はほゞ五五〇万戸であるから、昭和一〇年にはその八割が組合に加入していることになる。

このことは組合員の階層がいちじるしく下へ拡大されたことを予想させる。いま自小作別および経営規模別にみた階層の組合への加入状況をみると第三六、三七表のとおりである。昭和八年についてまず自小作別にみると、組合の中心をなすものは自小作層で全体の三六%をしめている。自作と小作はともにほゞ二〇%でこれについており、

地主の比率は四％にすぎない。自小作や小作の比率がかなり高いことが注目されよう。しかし自小作別に加入者を見ると地主八五％、自作八八％、自小作八六％に対して小作は七一％にすぎず、小作農の組織化が相対的には立ちおかれている。

次に経営規模別に自小作の加入状況をみると(第三七表)自作、自小作、小作ともに五反から一町五反層のウエイトが大きくて、合計すれば七割ていどに達するのに対して、五反未満層は一割にもみえない。五反未満層は自小作の別なく総農家戸数の三割をこえているにもかかわらず、組合内部では一〇％にも達していないという事実は、この層はなおかなり組合から排除せられていたことを物語っている。これは昭和五年についてみた数字であるから、昭和一〇年ころにはこの層もかなり大巾に増加したであろうが、それでも五反未満層の加入がかなり制約されていたことは十分注意しておかねばならない。

しかしこのように小作農や零細農(自小作の別なく)の加入率が低かったことは止むをえないことでもあった。なぜなら協同組合は農民の組織であるといっても、ひとつの経営体

第36表 産業組合員の階層別構成比 (単位: %)

	地 主	自 作	自小作	小 作	そ の 他	計
大正15年	7.6	26.7	27.9	23.5	14.3	100.0
昭和 7	4.8	23.0	31.7	19.8	20.7	100.0
8	4.2	22.1	35.7	19.4	18.6	100.0

佐伯尚美「組合金融の確立とその意義」『農業経済研究』第30巻第1号)。

第37表 産業組合員の土地耕作状況 (昭和8年) (単位: %)

	5反未満	5反～1町	1町～ 1町5反	1町5反 ～2町	2町～3町	3町～	計
自 作	3	34	31	17	10	5	100
自小作	6	36	37	14	5	2	100
小 作	3	49	25	12	3	3	100

産業組合中央会『産業組合，社会的経済的地位ニ関スル調査』14頁。

であるから、その立場からみれば危険な貸付を行なうわけにはいかないし、またこれらの農民の側でも販売量や購入量が相対的に小さかったから組合を利用することに積極的でありえないという面をもっているのである。そのいみではこの時期の組合は組合を利用できる農民の大半をいちおう組織化するにいたったものとみることができよう。

さいごに、この時期に各種事業の全国機関が設立され、それらを頂点として連合会、単位組合がピラミッド型に組織されるという組合事業の系統化がほぼ完成したことに注目しなければならない。すなわち大正一二年には信用事業の全国機関として産業組合中央金庫（以下中金と略称）、および購買事業の全国機関として全国購買組合連合会（全購連と略称）が設立されており、昭和に入ると販売事業にも二年に大日本生系販売組合連合会（糸連と略称）が、ついで六年には全国米穀販売購買組合連合会（全販連と略称）が設立されるにいたった。このような全国機関の設立にもなつて連合会も郡単位のもの次第に整理されて府県単位にまとまるようになり、昭和一〇年ころには全国機関、県連合会、単位組合という三段階制がほぼ確立するのであるが、それはのちにみることにして、まずかたんに全国機関が設立されるにいたる経過と事業の内容についてふれておくことにしよう。

中金は信用組合の中央機関として、信用組合に低利の資金を供給することと各地の信用組合間の資金の過不足を調節することを目的として設立された。もともと第一の役割を果すものとしては信用組合の親銀行としての農工銀行が期待されていたのであるが、農銀の事業自体が不振でその任務を果しえなかったし、とくに大正一〇年に勸業合併法案が成立したところからは自行資金による貸付はせいぜい組合借入金金の三〇％ていどを供給するにすぎなくなつた。⁽¹⁾そして農銀に代つて勸業がこの役割を果すことになる。しかし、勸業の産組貸付は絶対額としては増加するの

であるが、大正九年の恐慌後は増大した組合の資金需要に追いつけなくなる。しかも貸付にしろる預金部資金の比率が八割をこえるようになって勦銀が低利資金の經由機関というにすぎなくなったことは、ますます組合が独自の金融機関をもとうとする要望を強めた。第二の役割についていえば一般に東北地方は資金不足になやみ近畿以西は多額の余裕金を有していた。そのため早くから東北地方では資金の過不足を調節する中央機関設立の要望があったが、この時期になると地方銀行の経営の悪化もあって余裕金の多い地方ではその運用に苦しむようになり、中央機関の設立に積極的になる。⁽³⁾

こういった二つの役割を期待されて中金が設立されるのであるが、ここでとくに注意しておかねばならないのは、政府の保護、監督がこれまでに設立された諸種の特種銀行と比べていちじるしく強化されているという点である。⁽⁴⁾

まず中金の出資金は三千万円であるが政府がその半額の一千五百万円をしめており、それを毎年五百万円ずつ払込んで三千万円で完了することになっていた。これに対して加入組合や連合会は当初に出資額の五分の一を払込み、以後一〇年間に払込を完了することになっている。しかも政府出資に対しては一五カ年配当を免除されており、ほかに所得税、營業税も免除されていた。とくに注目すべきは債券発行の特権であって、その額は払込資本金の一〇倍を限度とし法文には明記されていないが全額預金部の低利資金によって引受けられることが考えられていた。

以上からもわかるように政府は無配当の政府出資と低利資金の供給によって中金に低コストの資金を与え、それによって組合の資金需要に応じさせることを企図したのである。

このような保護の反面政府の監督も厳格なものであり、全役員を政府が任命し、配当を六分に制限し、業務の報告を義務づけ、貸付利率の最高歩合の決定にさいしても主務大臣の認可をも必要とさせた。要するに中金は当初か

ら政府の社会政策ないし経済政策の機関としての色彩を強くもつものとして小農保護政策を金融面から推進する役割をになって発足することになったのであり、政府の産業組合育成策も大半が中金の融資を軸として行なわれることになるのである。

全購連は中金とちがっていちおう自主的な組織として出発している。すなわち資本金は全額所属連合会および組合の出資金によるものであって定款にも特別の保護規定は設けられていない。⁽⁵⁾このような自主的機関として全購連が発足しえたのは農家の自主的な経済意識の成長によることはもちろんであるが、より基本的にはのちにみるような化学肥料工業の確立にともなう市場の整備があったためと考えられよう。現実の過程としても購買組合連合会の活動がすでにあるていど軌道にのってきており、中央の市場問屋と直接取引をする連合会も多くなってきていたから、全購連が中央にあつてその仲介斡旋を行なうという形で発足することは比較的容易であり、すでに大正九年から実質的には開始されていたのである。

それにしても全購連もまた政府の直接的間接的保護なしには発達できなかったものであつて、たとえば大正一五年には出資金二九万円に対して政府預金部資金からの低利資金の借入四〇万円を受けている。⁽⁶⁾経営体としての全購連が軌道にのるのは昭和五年に「肥料配給改善助成規則」が公布され、年々助成金が与えられるようになってからのことなのである。

糸連は組合製糸で生産された生糸を集中し、その規格ならびに商標を統一して販売することを目的として設立された。これは直接には大正末から昭和初年にかけての不況の過程で製糸業の整理集中がすすみ、大製糸資本がその独占的地位を強化してきたため、組合製糸でも対抗上大量に集荷して有利に販売する必要に迫られたことを契機と

しているが、この時期の組合製糸がいずれも器械製糸を採用してその規模がかなり大きかったことと、生糸市場が集中していたことが全国機関の成立を必要とし、かつ可能としたのであろう。

最後に昭和六年になつて全販連が設立された。農家のもっとも重要な生産物である米販売の全国機関が最もおくれて設立されたのは一見奇異な現象のようであるが、これはいうまでもなく組合の米販売事業の立ちおくれに対応するものである。全販連設立の直接の契機は米穀法による米の買上げがとりわけ産業組合を優先したことである。買上米の数量と価格は予告され、買上げに当って交付される米穀証券は中金が積極的に割引くか買上げる方針をとったから、全販連の経営は極めて安全であることが当初から予想されたのである。以上のような全国機関がいずれも政府の直接間接の保護の下に設立され、とりわけ中金の設立によつて資金的な裏づけが与えられたことによつて、各種事業の系統化はほぼ完成をみるにいたる。まず連合会については信用事業ではほぼ一府県一連合会にまとなり、購買販売事業でも次第に郡単位のもの整理されて県単位にまとまつていることがうかがえる（第三八表）。組合段階でみると信用事業で

第38表 各種事業の系統化状況

	信用事業			購買事業			販売事業		
	連合会	所屬組合数	系統率	連合会	所屬組合数	系統率	連合会	所屬組合数	系統率
大正 9	86	6,354	53.4%	110	3,987	40.6%	79	2,584	36.7%
12	83	9,160	72.1	162	6,124	56.3	116	3,490	43.9
昭和 1	72	11,293	89.0	137	7,411	69.2	107	4,249	51.7
4	65	12,149	99.7	124	8,673	85.2	120	5,878	72.0
7	56	12,489	102.3	97	9,835	89.1	103	9,523	102.3
10	48	13,201	104.9	71	12,372	98.3	84	12,444	104.5

1. 『産業組合要覧』。
2. 系統化率は各種連合会に加入している組合数を各種組合総数でわつたもの、系統化率が 100%をこえているものがあるが、これが連合会がいくつかの事業を兼営しているばあい、その 1事業のみについて加入している組合が他事業にも加入しているものとして数えられるからである。

はほぼ昭和初年にほとんどの組合が連合会に加入しており、購買事業は昭和五年の「肥料配給改善助成規則」の公布以来、また販売事業も六年の全販連の設立ころを契機として急速に系統化がすすんでいることがわかるのである。以上みてきた諸特徴を要約すれば次のとおりである。すなわちこの時期には各種事業が四種兼営組合という形に統一されていちおう全農民を包攝するという形でほぼ全国市町村に設立されるにいたる。しかも一方では各種事業の全国機関を頂点とする系統化が縦の軸として貫ぬかれ、組合は少なくとも形式的には全農民の金融と商品流通を担当する全国的組織として確立するにいたるのである。

それではこのように組織としての確立をみた産業組合は現実にとどのような活動を行ない、いかなる機能を果たしたのであろうか。また一般に協同組合の発展を可能にする条件は独占段階にはじめて成立するといわれるが、その条件を具体的に各種事業についてみればいかなるものであろうか。以上の問題を念頭におきながら各種事業に立入ってみることにしよう。

(1) 大正一〇年の農銀の産業組合貸付金は九、四八五千円で、同年の産業組合借入金金の五%にあたる。

(2) 本稿、第三節。

(3) 『農林中央金庫史』(1) 一四一頁。

(4) 以下の敘述については、前掲書一五九頁～一七二頁参照。

(5) 『全購連一五年史』二八頁～四五頁。

(6) 穴見博「旧全購連の経済的・社会的機能」『本誌』第一三卷第一号(一一〇)一頁。

(三) 信用事業

はじめに信用組合の資金内訳と貸付額の推移を概観すると第三九表のとおりである。これで見ると大正九年から

昭和一〇年にかけての一五年間に出資金は四倍半、貯金は六倍、資金総額は五倍半に増大し、他方貸付金もほぼ五倍半に増加している。のちにみるようにこの時期に購買組合と販売組合の取扱金額がそれぞれ二倍弱、三倍強ていどにしか増加していないのと比べると、信用事業の発達はかなりめざましいものであったことがわかる。

しかも資金の内訳に立入ってみると、組合の本来の資金源たる貯金のウェイトがいちじるしく高まっている。すなわち出資金と積立金を合わせた自己資金はこの時期をほぼ一貫して二割ないしややそれを下廻るていどであるのに対して、貯金はほぼ七割ていどをしめている。このような資金総額にしめる貯金の地位が高まったことは農民の遊休資金を蒐集利用する組織としての信用組合が、さしあたり蒐集の面においてはいちおうの確立をみるにいたったことを物語るものといえよう。

第39表 信用事業の発達

	払込出資金	積立金	借入金	貯金	資金計	貸付金
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正 9 年	50,360	22,979	42,547	224,321	340,207	186,188
12	95,077	39,888	65,761	414,475	615,201	368,699
昭和 元	139,019	69,045	93,369	781,404	1,082,837	641,609
4	192,050	95,333	158,617	1,108,367	1,554,367	897,206
6	207,298	109,766	217,957	1,070,803	1,605,824	1,005,673
8	216,145	120,354	246,629	1,179,132	1,762,260	1,017,521
10	227,972	133,932	214,536	1,378,319	1,954,759	1,033,334
	%	%	%	%	%	%
大正 9	14.8	6.8	12.5	65.9	100.0	54.7
12	15.5	6.5	10.7	67.3	100.0	59.9
昭和 元	12.8	6.4	8.6	72.2	100.0	59.3
4	12.4	6.1	10.2	71.3	100.0	57.7
6	12.9	6.8	13.6	66.7	100.0	62.6
8	12.3	6.8	14.0	66.9	100.0	57.7
10	11.7	6.9	10.9	70.5	100.0	52.9

『産業組合要覧』.

つぎに蒐集された資金の運用面での主要目的である貸付についてみると、資金総額のうち貸付に向けられる部分の割合はこの時期を通じて六〇%に達していないといつていい。恐慌が底をついた昭和六年には六二・六%となっているが、恐慌からはほぼ脱出することができた昭和一〇年には五二・九%と大巾に低下しているのである。そして資金総額の半分に近い部分は余裕金として主に農村外部に流出することになるから、信用組合が農民の遊休資金を相互に融通するという所期の目的とはかなりかけはなれたものになったことがわかる。

しかし信用組合の貸付はこのような問題をふくみながらも絶対額としては急速にのびてきている。そこでこの時期に信用組合が農業金融機関の中でいかなる地位をしめるにいたったかをまず確定しておくことにしよう。

信用組合の貸付を、農業金融を担当する特殊金融機関である勸銀、農銀の農業者貸付額と比較すると第四〇表のとおりである。これを見ると信用組合の貸付はすでに大正一〇年において両者のそれをかなり上廻っており、しかも両者の貸付が概して停滞的であるのに対して、信用組合のそれは急速に増加し、昭和一〇年になると勸銀の三倍、農銀の五倍となつて、三者計の中でしめる割合は六〇%に達している。しかもこれは年度末残高についてみたものであつて、勸銀や農銀の各年度の新規貸出は残高以上に停滞的だったから、信用組合はいまや勸銀、農銀に代つて特殊金融機関の中心的地位をしめるものとなつたのである。

信用組合の地位は農村金融機関全体の中でもかなり高まってきた。

第40表 勸銀、農銀の農業者貸付と信用組合貸付の比較 (年度末残高)

(単位:千円)

	勸 銀	農 銀	信用組合
大 正 10 年	123,657	162,671	240,882
昭 和 1	300,807	220,356	641,609
6	392,568	272,238	1,005,673
10	345,662	217,668	1,033,334

1. 帝国農会『農業年鑑』。
2. 勸銀の貸付は農業者、土功組合、農会、耕地整理組合に対するもの。農銀の貸付は農業者、耕地整理組合、畜産組合に対するもの。

第四一、四二表は農家の側から負債の借入先をみたものであるが、これによると農家負債総額の中で信用組合より借入れた額は昭和四年には一三・九%、一〇年には一七・〇%となっており、これを明治四五年の三・〇%（第一六表参照）と比べると、その地位の上昇は明らかであろう。これに対して特殊銀行（勸銀、農銀、拓銀）や普通銀行からの借入はほぼ一貫して二七・八%でいどであるから、信用組合の発展は個人、金貸業者その他の前近代的金融機関からの借入と置きかえられる形でのびていったことがわかる。

もちろんこういっても、昭和一〇年の農家負債総額の五六%は前近代的金融機関からのものであったからこれら機関の比重はまだ圧倒的である。しかし、にもかかわらずわれわれは農業金融の分野から前近代的高利貸資本が次第に後退しつつあり、それと交替する形で信用組合の地位が高まっていることに注目しなければならぬであろう。それではこのような交替は信用組合が高利貸資本を駆逐するという形で進行了ものか、あるいは高利貸資本が信用組合とは別の事情によって後退したあとを信用組合がうめるという形で進行了ものであるかはこの問題となろう。

第41表 貸付機関別農家負債総額(1)（昭和4年）

（単位：千円）

	勸銀・農 銀・拓銀	普通銀行	産業組合	簡易保 險 そ の 他	個人およ び そ の 他	計
実 数	721,236	578,121	636,069	61,873	2,589,065	4,585,369
比 率	15.7%	12.6%	13.9%	1.4%	56.5%	100.0%

帝国農会『農家負債概要』。

第42表 貸付機関別農家負債総額(2)（昭和10年）（単位：千円）

	銀 行	産業組合	無 尽 ・ 母 子 無 頼	個 人	そ の 他	計
実 数	11	7	7	13	3	41
比 率	26.8%	17.1%	17.1%	31.3%	6.3%	100.0%

農林省経済更生部『農林金融要覧』。

われわれはその点を念頭におきながらこの時期の信用事業の内容を具体的に検討していくことによって、このような発展を可能にした条件が何であつたかをさぐることにしよう。⁽¹⁾

まず貸付をみよう。この時期の貸付の第一の特徴は貸付を受ける対象が次第に下へ拡大して自小作、小作までふくむ広汎なものになってきたことである。第四三表はわすか五組合についての調査であることを考慮しなければならないが、これを見ると昭和二年から六年にかけて組合員総数にほとんど変動がないのに貸付を受けた組合員の比率は六一・三％から七三・八％へ着実に増加している。なお三割近くのものに貸付を受けていないが、

それでも大正五年度の六九組合についての調査で貸付を受けたものの比率が五四・二％にすぎなかったのとくらべると対象の範囲がいちじるしく下層に拡がったことがわかる。このことは第四四表で階層別に貸付金の比率をみることにしても確認することができる。これによると貸付金計の中で地主のしめる割合がやや、その他が大巾にへって逆に自作、自小作、小作の割合がいずれもかなり顕著に増大してきている。もちろん貸付対象が自小作や小作

第43表 組合員中貸付を受けた者と 1人当金額

	組合員数 (A)	貸付人員 (B)	B/A	貸付金額	1人当り 貸付金額
	人	人	%	千円	円
昭和 2年	4,687	2,972	63.4	1,257	423
4	4,787	3,268	68.3	1,307	400
6	4,751	3,405	71.7	1,383	406

産業組中央会『第二次四種兼営組合に関する調査』。

第44表 信用組合の階層別貸付状況 (単位: %)

	地主	自作	自小作	小作	その他	計
貸付金額 { 大正15年	11.8	28.6	31.2	9.4	19.2	100.0
昭和 7	11.5	32.8	35.2	10.8	9.7	100.0
1人当り { 大正15年	1,065	381	280	131	407	316
貸付額 { 昭和 7	747	399	268	149	227	291

1. 大正15年は産業組中央会『産業組合と小作問題に関する調査』。
2. 昭和 7年は前掲『産業組合ノ社会的経済的地位ニ関スル調査』による。

に及んだといってもかれらが貸付を受ける金額を一人当りについてみれば地主とは圧倒的なひらきがある（第四四表）。このことは金額別に貸付件数と貸付額の比率をとってみても容易に想像されることであつて、一件当り一〇〇円未満の貸付は件数では六一・五％をしめるが金額では一八・五％にすぎない。三〇〇円未満をとつても件数では八五・七％だが金額では四三・八％にすぎないのであつて、これに對し五〇〇円以上の貸付は件数で七・一％、金額で三九・六％をしめている（第四五表）。組合を積極的に利用できたものがこういつた貸付を受けることのできた階層、すなわち地主や商人および上層農民に限られていたであろうことは容易に想像できるのである。しかし、それにしても組合の貸付が従来全く排除されていたといつていい自小作や小作をも対象とするようになったことは、この時期の大きな特徴であつて、われわれは第一にこの点を確認しておかねばならぬ。

このように組合が地主から小作層まで含む広汎な組織になったことによつてこの時期の貸付の主たる用途もこれまでの地主、商人中心のものから農民的色彩の強いものになる。たとえば大正五年の調査では商工業者に対する貸付は総額の四割をこえるほどであつたが（第一八表参照）、この時期には二割強にすぎなくなつており（第四六表）、ようやく農民の金融組織としての体裁を整えるにいたつたといふことができる。

第45表 金額別貸付件数及び金額（昭和7年）

	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円	%	%
50円以下	2,662	79	40.0	6.8
50~100	1,434	137	21.5	11.7
100~300	1,613	296	24.2	25.3
300~500	480	194	7.2	16.6
500~1,000	362	261	5.4	22.3
1,000~2,000	82	82	1.3	9.7
2,000~	26	26	0.4	7.6
計	6,657	1,170	100.0	100.0

前掲『第二次四種兼営産業組合に関する調査』より作成。

それではこのように広汎な農民を含む組織としての体裁を整えるにいたった信用組合は農業生産力を高め、経営の発展をもたらす役割を果たしたのであるうか。それをみるにはまず組合の貸付のうちどのていどが農業生産に向けられるものであったかを見なければならぬ。第四六表によれば組合の貸付のうち生産資金として供給されたものはわずか三割ていどにすぎず、その比率は年々低下していることがわかる。しかもその内訳をみるとほぼ六割ていどは土地購入資金に向けられたものである。ところで土地の価格は一般に地代を平均利子率で資本還元したものであって地代の前払いにすぎないのであるから、それはいわば余計の、不生産的投資を意味するにすぎない。もちろんそれは地代部分を農民の手に与えるのではあるが、それは労働の生産力を高めるものとして利用されるわけでなく、むしろ生産に向けられるべき資金をそれだけ削減させることになるのであって、そのいみで不生産的な投資にほかならないのである。してみると本来の生産資金として供給された部分は肥料、養蚕資金等しかないわけであってそれは総貸付額のほぼ一〇%ていどにしかすぎない。しかも、肥料はどちらかといえば單純再生産を保証するか、せいぜい土地生産力を高めるにすぎない生産財であって、経営を近代

第46表 信用組合用途別貸付百分比 (単位: %)

	昭和 5年	7	8	9	10
農 業 資 金	32.0	31.8	27.8	29.9	25.8
土地資金	19.8	17.6	17.4	19.2	16.0
肥料 "	7.1	6.1	6.2	6.8	4.9
養蚕 "	3.2	2.1	1.7	1.8	1.3
家畜 "	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1
農具 "	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7
繭 "	0.7	0.3	0.5	0.2	0.2
その他	—	—	—	0.8	1.6
農 倉 資 金	0.2	3.8	1.7	1.5	2.1
旧債借換 "	18.5	23.1	23.2	23.5	20.3
商 工 業 "	22.2	22.1	22.4	22.4	27.9
経 済 "	13.6	15.2	16.1	15.7	15.3
その他	0.9	8.0	8.8	8.0	8.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

化し、労働の生産力を高めるべき農具に対する貸付がわずか一％にもみないことをみれば、この時期の生産資金の貸付すらきわめて生産的性格の薄弱なものであったことは明らかである。

このように生産資金の貸付が生産的性格の弱いものであった上に、その総額に占める比重も年々低下しており、これに代って経済資金と旧債借換資金の比率が高まってくる。もともと信用組合の貸付は農業資金の貸付を目的とするもので経済資金の貸付は認められていなかったものであるが、大正六年の第三次産業組合法改正後急速にのびてこの時期には農業資金の半分にまでなったものである。旧債借換資金はとくに昭和二年以降預金部資金がこの目的で供給されるようになってからいじむのびた。いずれにせよこのような非生産的、ないし救済的貸付が総額の四割をしめ、農業生産資金の貸付を大きく上廻るにいたったことは、それが元来利子支払いの根拠をもたぬものであるだけに組合経営にとって大きな問題を投げかけるものであったろう。

もともと小農による生産が支配的であるばあいは農産物の価格は費用価格、ないしはそれ以下の水準で決定されるため、生産資金でさえ利子の支払いは一般的に保証されていないのであるが、これらの救済的貸付は全くその根拠を欠いているといっている。しかも生産資金に対する貸付も先にみたようにごくわずかであったから、貸付の危険性はいじむの増加した。それは直ちに貸付の固定化と回収不能となって現われるのであって、昭和七年の六、七八九組合についての調査によると、信用組合の固定貸の見込総額は二八二百万円、一組合平均のそれは四一千円に上り、貸付金のうちの四七％に達していた。又昭和六年の調査組合一万三千のうち経営難に陥っているものは五、三六四組合で約四〇％に達し、そのうち全く更生の見込みのないものは七九九組合（六％）に及んでいた。^②このような窮状はもちろん当時農業恐慌のどん底にあえいでいた農民の窮乏の反映であって、必らずしも組合

員の上層が下層に拡大されたためとはいえないが、それにしても組合員が下層にまで広がるにつれて組合の貸付が不生産的、救済的性格を強くもつてくることは否定できないであろう。

勸銀や農銀がこの時期に農業金融から後退するのも、信用組合が多額の余裕金をもちながら貸付に積極的とならないのも、このように貸付がますます危険になってきたからにほかならない。先にみた高利貸資本の農業金融からの後退という事実も、農民が高利貸資本にとってすら安全性の面で有利な対象といいたなくなったことの結果と考えられるのである。このようにみけると、高利貸にとってさへ危険性が大きくなったかかある救済的金融を、組合があるていどまでにせよ行ないえたのはなぜかがむしろ問題となるであろう。なぜなら、このように利子の支払や返済の根拠の弱い貸付を、組合員の零細な貯金によってまかなおうとすることは、きわめて大きな危険をいみするものだからである。

その点を検討するには組合の資金の内容に立入ってみなければならぬ。

この時期の資金の内訳において出資金、積立金といった自己資金の比率が減少して貯金の比重が高まったことははじめにみたとおりである。そこでまず貯金の内容とその特徴についてみることにしよう。

この時期の貯金についてもまず指摘できるのは自作、自小作、小作といった耕作農民の比重がいちじるしく高まってきたことである。『産業組合要覧』によって組合員総数に対する貯金人員の割合をみると一貫して七〇%をこえており、その比率は年々わずかながら上昇す

第47表 組合員の階層別貯金状況 (昭和6年度末)

	地主	自作	自小作	小作	その他	計
総 額 (%)	15.7	35.0	28.8	7.7	12.8	100.0
1 人当り金額(円)	1,130	477	245	119	324	329

前掲『産業組合ノ社会的経済的地位ニ関スル調査』。

か

る傾向にあって大正九年の七三%から昭和一〇年には七六%になった。

もちろんほとんどの組合員が貯金しているといっても階層によって金額にはかなり大きな隔たりが存在していたことは否定できないが、それでも昭和六年の調査では自作、自小作、小作の貯金を合わせると総額のじつに七一%に達している(第四七表)。組合員の構成が農民を主体とするものになるにつれて、貯金の大半も農民によるものになったのである。

このことと関連して今一つの重要な特徴に注目しなければならない。それはこの時期の組合が農民の再生産過程において形成され、ふたたび再生産過程に投ぜられるべき遊休資金を貯金としてより大量に集中するという本来の機能とならんで農民の乏しい剰余をささやかな利子獲得を目的とする長期的な貯蓄資金として蒐集するという性格を強くもつようになったという点である。このことはさし当り二つの面から知ることができる。第一にこの時期には組合員の家族の貯金が激増してほとんど総額の半分に達しているという事実である(第四八表)。家族の貯金が認められたのは経済資金貸付と同じ第三次の産業組合法改正によってであった。それは大正九年にすでに二三%に達し、昭和に入ると四割をこえている。このような組合員外の貯金の増加は金融恐慌による地方銀行の破綻の影響をうけてそれまで地方銀行に流れていた農民の貯金が信用組合に預けられるようになったものだといわれる。⁽³⁾いずれにせよこのよ

第48表 信用組合の貯金内訳 (単位: %)

	組合員 貯 金	組合員以外の貯金		計
		家 族	そ の 他	
大正 9年	75.8	22.9	1.3	100.0
12	67.8	31.1	1.1	100.0
昭和元	60.9	37.0	2.1	100.0
4	—	40.9	—	100.0
6	54.1	43.6	2.3	100.0
8	53.3	44.5	2.2	100.0
10	52.7	45.2	2.1	100.0

『産業組合要覧』。

うな家族の貯金は家族が何らかの形でえた所得の一部を貯蓄するものであって必ずしもふたたび再生産に投ぜられる目的のものとはいえないであろう。

第二にこの時期の貯金の大半が定期預金であった。第四九表にわずか五組合についてみたものであるから問題があるが、これによると貯金の八割が定期貯金（据置貯金を含む）であって、その比率は年々わずかながら増加する傾向にある。じじつ組合はこのような長期の貯金を集めるのに極めて熱心だったのであって当座、定期、据置等の貯金のほかに義務、備荒、奨学、奉公、御慶、御大典記念五カ年据置等の名目で長期間にわたる貯蓄を募っている。しかもこのような名目をみただけでもわかるようにそれは農業生産に向けられる資金を蓄積するというよりもむしろ不時の支出や家族の就学、奉公の旅費等に備えるという目的のものであり、遊休資金でなく生活水準の切下げによって半強制的に生み出された剰余によってまかなわれたものと考えられる。

このような貯蓄資金は本来ならば貸付に弾力性を与えるべきものであるが、それは確実な利子所得の確保を目的としているから、組合は危険な貸付に向けるよりは主として上部機関や地方銀行への定期預金として運用することによってその安全を図るみちをとった（第五六表参照）。

いずれにせよ貯金は安全性が強く要求される性質のものであるから、地主や上層農民に対してならともかく、より下層の農民に対する救済的貸付に向けることはかなり制約をうけざるをえなかったと考えられたろう。そこで次

第49表 定期・当座別組合員貯金比率 (単位: %)

	定期預金	当座預金	計
昭和 2年	78.0	22.0	100.0
4	80.2	19.8	100.0
6	81.1	18.9	100.0

1. 前掲『第二次四種兼営組合に関する調査』。
2. ただし昭和6年の数字は4組合を対象としている。

に今一つの重要な資金源である借入金について検討することしよう。

第三九表にもどってみると借入金は昭和六年、八年の農業恐慌のころに増加しているが平均すれば資金の一二％をいどでさして大きなウェイトをしめていないようにみえる。しかし借入金は原則として全額貸付に向けられると考えてよいからこれを貸付額と比較するとその二割強をしめており、さしあたり金額として全額貸付に向けられると金額であったことがわかる。しかも貸付がのびやんでいる昭和六年以降に借入金額が大きいたことが注目されよう。しかし借入金の意義は単にその絶対額によるよりも、むしろその資金の性格と貸付けられた対象によって判断されなければならない。そこでまず借入先をみることにしよう。

信用組合だけの借入先をみることはできないので産業組合全体についてみると第五〇表のとおりである。大正一四年の信連からの借入は三割ていどであり、これに勸銀、農銀からの借入を加えると、広い意味での系統機関からの借入は全体の六割ていどをしめているが、なお個人その他の前近代的金融機関から二割強を借入れている。昭和に入ると中金よりの借入が増加して全体の三分の一に及び、これに信連、勸銀、農銀、普通銀行を加えると八四％に達している。個人その他からの借入はなお一六％をしめているが、全体におけるウェイトはかなり小さなものになったといえよう。

もつともこの数字は単位組合の直接の借入先をみたものであつて中金や勸銀・農

第50表 単位組合の借入先別借入金内訳 (単位: %)

	中金	信連	特殊 銀行	普通 銀行	個人	その他	計
大正14年	—	31.3	26.5	19.9	—	22.4	100.0
昭和 2	4.2	34.3	30.2	12.7	2.2	16.5	100.0
7	20.4	33.2	29.8			16.6	100.0
10	34.4	28.2	21.2			16.2	100.0

1. 前掲『農林金融便覧』。
2. 昭和2年までは1月末、7年以降は年度末の数字である。

銀の貸付は一旦信連を経由することが多かった。そこでそれを修正して組合の本来の借入先を推定したものが第五一表である。これによると昭和に入ってから中金と特殊銀行からの借入はほぼ七割をしめ、とくに昭和六年以降は、中金だけで六割に近く、両者を合わせるとじつに九割をこえているのである。すなわち組合はその借入のほとんどを広い意味の系統機関から仰いでいるわけであって、とくに農業恐慌以降は系統機関からの借入が増加し系統化がほぼ完成したことがわかる。

それではこのように系統機関を通して供給された資金はいかなる性格のものであったろうか。特殊銀行のうちまず勸銀についてみると、その九割ていどが預金部の地方資金であつた。⁽⁵⁾ 勸銀は特殊銀行であるといつてもやはり営利機関であつたから相つぐ恐慌と不況の過程では組合に対する貸付のように危険率の高い貸付を自行資金でまかなうことは困難だったのであり、勸銀は組合に対しては預金部の代理機関としての役割を果たすにすぎなくなつたのである。農銀については資料がないが、この時期の農銀の貸付は一般に不振で、すでに第一次勸農合併がすすめられていたほどであり、その貸付もほとんど勸銀の代理貸付であつたから、その内容も大半が預金部資金であつたと考えられる。

つぎに中金についてみると第五二表のとおりである。これみると中金の貸付の六〇七割ていどが預金部資金であつたことがわかる。残りの自己資金は出資金と組合や信連からの預金から成り立っているが、そのうちの出資金

第51表 産業組合の借入先別借入金内訳 (単位: %)

	中	金	特殊銀行	普通銀行 その他	計
大 正 14 年		12.3	43.1	44.6	100.0
昭 和 2		33.4	35.4	31.2	100.0
4		28.7	42.6	28.7	100.0
6		45.7	39.8	14.5	100.0
8		62.1	29.8	8.1	100.0

の半額にあたる一千五百万円は無配当の政府出資によるものであったから、それを考慮に入れると中金の貸付のほぼ八割は政府の低利資金であったと考えられる。したがって中金も勸銀と同様に政府資金の經由機関たるにすぎなかったわけである。

してみると単位組合が広義の

系統機関から借入れた資金のほぼ八割までが政府資金であったことになる。第五一表でみたようにこれからの借入は昭和六年以降になると総額の八割から九割に達していたのであるから、この時期、とくに農業恐慌期の組合の借入のほぼ六割ていどが政府の低利資金だったといつてよいわけである。第五三表でみるようにこの時期に組合が信連から貸付をうけるばあいの利率が七分から八分、貯金の利率ですら五分ないし六分をこえる状態であったのに対して、預金部資金の利率は普通資金が五分四厘、特別資金で五分四厘から六分の間で定められていたから、資金コストの面でこれがいかに有利なものであったかは明らかであろう。

しかも低利資金は単にコストの面で有利だっただけではない。それは特に農民を対象として用途を指定した貸付を多く行なったのであって、組合はこれによって危険性の高い農民に対する貸付を行なうことを援助されるのであ

第52表 中金の資金別貸出残高

(単位: 千円)

	自己資金 貸付残高	政府資金 貸出残高	計
昭和4年	18,861	32,158	51,019
5	28,432	53,418	81,850
6	44,863	52,717	97,580
7	27,686	89,734	117,420
	%		
昭和4	37.0	63.0	100.0
5	34.7	65.3	100.0
6	46.0	54.0	100.0
7	23.6	76.0	100.0

農林中金『三十年誌梗概(二)』(未定稿)
60頁。

第53表 組合・信連の貯金・貸付

利率(年利)

(単位: %)

	貯 金		貸 付	
	組 合	信 連	組 合	信 連
大正12年	6.40	7.00	10.80	9.20
14	6.40	7.00	10.90	8.90
昭和 2	6.22	6.54	10.47	8.32
4	5.57	5.28	10.03	7.39
6	5.04	4.85	9.56	7.08

『農林中央金庫史』(1), 266, 267頁。

る。たとえば昭和六年についてみると(第五四表) 中金は信用事業資金として二割強を貸付けているが、ほかに蚕糸資金一七・〇%、米穀資金一三・一%、肥料資金六・三%をとくに用途を指定して貸付けを行なっている。又旧債借還資金も一〇・四%をしめており、こういった中金の貸付が信用組合独自では貸付を行ないにくい対象や用途に向けられていることが注目されよう。のちにみるように購買組合の肥料資金の大半や販売組合の米穀資金のかなりの部分がこういった中金の貸付によってまかなわれているのである。もちろんこの年の中金の貸付額は信用組合の総貸付額のほぼ一割ていどにすぎないから、これを過大に評価することはできないが、それは組合の中小農に対する貸付に対してはかなり大きな比重をしめていたであらうと考えられる。中金のこのような貸付を軸として信連も貸付を行なったから、信用組合はこのような中金を経由する低利資金の供給によって、下層の農民をあるていどまで貸付の対象にくみ入れることができたといつていいのである。

このような政府資金の導入によって組合は救済的金融にあるていど応じるのであるが、それにも限界があった。それは一つには低利資金の額自体が限られていたことにもよるが、より基本的にはこの時期の農家経済の悪化が低利資金の貸付すら危険なものにしていたのであって、そのため中金が割当額を消化することができないケースが生じたり、また旧債借換の特別融通は回収の見込あるものに対してだけ行なわれたりしている。⁽⁶⁾このような政府資金割当の不消化が農民の資金需要が減少したことをいみするものでないことは、農家負債の過半が前近代的金融機関によっていたことをみれば明らかである。経営体としての組合は返済の保証のない貸付は政府資金といえども行ないえ

残 高 (単位:千円)

災害関係	その他	総 額
3,544 (2,860)	1,737 (一)	81,034 (36,065)
2,315 (2,315)	2,810 (一)	96,333 (35,483)

金部普通資金がふくま

ないのであり、政策的金融にも限界があるといわねばならない。

このように貸付が困難であるため組合はこの時期を通じて四割をこえる余裕金をかかえこむことになる。そこで余裕金の運用状況をみると第五五表のとおりであつて、預け金が全体の七五%、有価証券投資が二〇%、現金が五%の割合になつてゐる。これらが安定した利子収入を目的として運用されたことは預金の内訳をみると定期預金が圧倒的であつたことからわかる(第五六表)。余裕金を農民にできるだけ還元することよりも、むしろ安全確実な利子収入をえることが第一義の目的となつたのであつて結果的には農業外部にもつぱら流出することになるのである。まず有価証券投資についていえば国債、地方債、勸銀債券、農工債券、復興債券が主であり、ほかに若干民間企業の社債がある。これらの債券に投ぜられた余裕金のうち勸銀債券や農工債券の若干は再び農業に還流するであらうが、この時期の勸銀や農銀の貸付の主体が商工業に移り、農業者貸付はほとんど低利資金によつてまかなわれていたことを考えれば、ほぼ全額が農業外部に流出したとみて誤りでないだろう。

次に預け金についていえば銀行に対するものはほとんど農業外部に流出したであらう。信連についていえば、もともと信連は個々の組合で生じる余裕

第54表 金庫貸出金の用途別

	販売事業			購買事業		信用事業	旧債・高利債 ・高利債 ・高利債	中小商 工業
	蚕糸	米穀	その他費計	肥料	その他費計			
昭和5年	14,354 (11,747)	10,843 (11,747)	26,596 (12,504)	5,653 (1,780)	7,025 (1,780)	14,659 (一)	10,700 (6,698)	16,773 (12,223)
6年	16,400 (10,016)	16,400 (16,016)	30,886 (14,615)	6,039 (77)	78,81 77	22,662 (一)	9,997 (5,530)	19,212 (12,946)

1. 『農林中央金庫史』(1), 307頁.
2. () 内は内書で預金部地方資金による貸出, それ以外の自己資金貸出にも預れている.

金を媒介して資金の不足な組合に貸付けることを目的として設立されたものであるから、かかる預け金は資金の不足している組合に貸付けらるべき性質のものであった。ところが信連の資金運用状況をみると、その四割弱が貸付に向けられているだけで他は有価証券投資と預け金に向けられている。しかもこの貸付の二割ていどは中金、勸銀からの借入金でまかなわれていたから、組合預け金のうち信連段階で貸付として還流する部分は信連貸付のほぼ八割、組合預け金に対してはせいぜい三割強ていどであつたろう。また信連預け金の六割ていどは中金に対するものであったが、中金はその預り金とほぼ同額を銀行への預け金や有価証券投資に向け、貸付はもっぱら政府資金と払込出資金によってまかなっていたから、中金段階で還流する部分はほとんどなかったとみていいだろう。⁽⁸⁾

以上のようにみてくると信用組合の余裕金のう

第55表 信用組合余裕金の運用状況

	預 け 金					有価証券	現 金	計
	中金	信 連	銀 行	郵便局	計			
昭和 2年	(2)	(32)	(64)	(2)	78 (100)	15	7	100
4	(3)	(35)	(60)	(2)	77 (100)	17	6	100
6	(5)	(44)	(49)	(2)	71 (100)	23	6	100
8	(4.5)	(53)	(41)	(1.5)	76 (100)	19	5	100
10	(4)	(56)	(38)	(2)	75 (100)	21	4	100

『農林金融便覧』。

第56表 信用組合の預け先別、当座、定期別預け金比率

	定期預金	当座預金	計
系統機関	76.1	13.7	89.8
銀行	5.8	4.4	10.2
計	81.9	18.1	100.0

前掲『第二次四種兼営組合に関する調査』。

第57表 県信連の資金運用百分比

	貸 出	有 価 証券	現金・預け金	計
大正14年	57.0	11.7	31.2	100.0
14	47.1	16.7	36.2	100.0
昭和 4	35.2	27.2	37.6	100.0
8	34.5	23.6	42.0	100.0

前掲佐伯『農林金融の確立とその意義』61頁。

ち還流すると考えられるのは信連に対する預け金のうちの三割ていどにすぎないことになる。信連に対する預け金は預け金全体の五〇％強、余裕金総額の四〇％弱にすぎないから、その三割が還流するとしても余裕金総額の一二％にすぎない。組合、信連、中金と段階の差があり、預け金、有価証券投資という形態の相異こそあれ信用組合の余裕金の九割近くが農業外部に流出していることになるのである。

このようにして信用組合は多数の中小農を包含する組織として一方で多額の政府資金の供給をうけながら、他方では資金の四割をこえる余裕金を農業外部に放出するという矛盾をふくむ展開をとげるのである。しかも預金部資金はもとも郵便貯金として広く地方から蒐集されたものであって、農村に対する低利資金の供給も、預金部資金の地方還元という形ではじめられたのである。したがってそれは政府資金を農村に供給するという点では全社会の負担で農民の維持、存続をはかろうとするものといえるが、実際には農村から一旦流出したものを農村に還元するといういみをもつものにすぎない。これに対して余裕金の流出は全く農業以外の産業への持出しであって、それは農業の負担において他産業を発展させるという結果をもたらすものである。

しかしこれも経営体としての信用組合にとっては止むをえないことであつた。しばしばいわれるように、組合は自小作、小作に対してはかなりの貸越になつてゐるのであつて、これ以上貸付をのばそうすることは主としてかれらに対する貸付をますます増加させることをいみするが、それは極めて大きな危険を伴うものであつたろう。それよりも利子収入は少ないにせよ安全な預け金や有価証券投資をえらぶのは当然だからである。昭和七年の四組合についての信用事業の収支をみると、いずれも貸付金利子は貯金利子とみあうか、若干それを下廻るていどに止まつており、預け金利子と証券利子で剰余を生み出しているが（第五八表）、組合の経営としてはこのような態度が

安全性と収益性のバランスをみたすものであったものであろう。

このようにみると、組合は一方では低利資金にバック・アップされて中小農民に対する貸付を行なって、そこから貯金利子に見合うていどの貸付利子収入を確保し、他方では貯金のかなりの部分を預け金や、証券購入の形で安全に運用することによって、そこから積極的に剰余を獲得していたといふことができそうである。第五三表でもみたように、組合の貯金利率はこの時期には信連のそれや債券の利率を上廻っていたから、余裕金としての運用が一定の限度をこすと組合の収支はマイナスにならないのであるが、そこで恐慌時にもあるていどまで貸付をのばさねばならないのであるが、その貸付を可能にしたのが低利資金である。つまりそのもつみは極めて大きいといえよう。

また、低利資金は、一方では、組合に中小農民に対する貸付をあるていど可能にさせるとともに、他方では組合が剰余を生みながら経営をつづけることを可能とさせる大きな支柱となつたのである。

以上を要約すれば次のとおりである。

この時期には組合がより下層の農民をも包摂する組織となつたことと、恐慌の打撃によってより上層の農民の経済も窮迫してきたことによつて、貸付面では生産資金よりも救済的色彩の強い生計資金が主となつた。他方その主要な資金源たる貯金はもともと安全性を不可欠の前提とする上に、貯金の半分ていどをしめる貯蓄性の預金は確實

第58表 信用組合の収入と支出 (単位:円)

貸付金利子	18,849	貯金利子	18,919
預け金利子	5,365	借入金利子	458
証券利子	524		
計	24,738	計	19,377
差引剰余金		5,361	

八八

1. 前掲『第二次四種兼営産業組合に関する調査』4組合の平均。
2. 各組合の損益計算書から信用事業に関する部分だけぬき出したもの。人件費、事務費等は便宜上除かれている。

な利子所得の獲得を目的とするから、危険な貸付には消極的にならざるをえない。組合は政府から供給される低利資金によってようやく中小農民に対する救済的貸付を行なうことができたのであり、貯金のほぼ半分ていどは貸付に向けられることなく余裕金として主に農村外部へ流出することになるのである。つまり、信用組合は一方で大量の国家資金の注入を受け、他方でその数倍にのぼる資金を農村外部に流出させるという矛盾をはらみながら発展するのであるが、この矛盾こそ小農の金融組織としての信用組合の限界を示すものといえよう。

注(1) この時期の信用組合については佐伯尚美「組合金融の確立とその意義」(『農業経済研究』第三〇巻第一号)のすぐれた分析がある。本節はそれから多くの示唆をえている。

(2) 近藤康男『協同組合原論』二〇九頁。

(3) 角玄「現在産業組合に関する考察」(『産業組合』昭和七年六月号)三一頁。

(4) 産業組合中央会『第二次四種兼営産業組合に関する調査』二一頁、一〇二頁、一九六頁等をみよ。

(5) 勧銀の産業組合に対する貸付残高の中で預金部資金のしめる割合は昭和元年八八・七%、四年九五・一%、七年九四・八%となっている。『日本勧業銀行史』五五七頁。

(6) 『農林中央金庫史』三一四頁、三八四頁。

(7) たとえば昭和八年の県信連の貸付に対する借入金比率は二二%であり、借入金のうち中金と勧銀、農銀、拓銀よりの部分は昭和三年には八四%、七年には九九%をこえたと推定されるから、これからの借入金は信連貸付のほぼ二割をしめていたと考えてよいであろう。前掲佐伯「組合金融の確立とその意義」六〇頁参照。

(8) なおこの時期に中金が信連預け金の六割ていどしか集めえなかった理由としては、組合や信連の貯金ないし預り金が貯蓄性のものであって利率が中金の預り金利率より高かったこと、また地方は中央より一般に利率が高かったことなどを考えることができる。これらの点が是正されていくにつれて組合や信連の預り金の大半が中金に向けられ、貯金の面でも系統化が確立していくことになる。

(四) 購買事業

はじめに購買組合の総売却額とその主要品目別にみた内訳の推移をみると第五八表のとおりである。まず購買組合全体の事業量をしめす総売却額をみると昭和八年ごろから急激な伸びを見せるまでは一貫してのびなやんでいることがわかる。すなわち大正九年の総売却額は約一五八百万円であったが大正一二年には一三八百万円に減少し、昭和初年にはかなり恢復するが六年には一一四百万円と三分の二に激減したのち、八年ころから急速にのびて一〇年によく二五三百万円に達するのである。もちろんこのような売却額の停滞は相つゞ恐慌の中での農家経済の窮乏を反映するものであって、必ずしも購買事業自体の停滞をあらわすものではない。そこで第五九表によって売却額の推移と農家の現金支出額の推移を比較してみることにしよう。ここで現金支出額としては農家経済調査の自小作の一戸平均経営費と家計費における現金部分をとっている。第一節でもふれたように

の 発 達

(単位：千円、%)

品 用 済						産業，経	総 額
味噌醬油	砂 糖	塩	酒	織 物	小 計	済両用品	
2,254	2,609	2,192	7,805	2,689	50,961	—	157,942
2,582	2,881	2,048	9,854	3,716	57,901	1,754	138,253
2,865	3,279	2,087	11,232	3,990	70,768	—	162,192
2,676	3,649	1,972	9,707	3,871	69,050	2,361	163,919
2,159	2,937	1,984	7,590	2,429	51,614	1,107	113,539
2,434	3,989	2,068	9,130	3,639	69,808	1,828	163,133
2,551	5,208	2,517	10,320	3,790	110,822	3,708	253,452
1.4	1.7	1.4	4.9	1.7	32.3	—	100.0
1.9	2.1	1.5	7.1	2.7	41.9	1.3	100.0
1.8	2.0	1.3	6.9	6.9	43.6	—	100.0
1.6	2.2	1.2	5.9	5.9	42.1	1.5	100.0
1.9	2.6	1.7	6.7	6.7	45.5	0.9	100.0
1.5	2.4	1.3	5.6	5.6	42.8	1.1	100.0
1.0	2.1	1.0	4.1	4.1	43.7	1.5	100.0

この調査は二度調査方法に変更があるため、かかる比較には問題があるが大体の目安にはなろう。これで見ると農家の現金支出の減少と停滞は一層歴然たるものであつて、これと比べれば購買事業は相対的には着々とのびて農家の現金支出の中での地位を高めてきていることがわかる。もちろん購買事業のこのような発展は主として組合員数の増加によるもので一人当りののびは停滞しているのであるが、それでも流通機構の中での購買組合の地位が上昇してきていることは明らかである。

つぎにその内訳の推移に立入ってみると二つの特徴がみられる。第一に肥料が総額においても産業用品においてもいぜんとして中核的地位をしめ、しかもその比率が年を追って上昇し、大正九年の三二%から昭和一〇年には四〇%に達した。これを産業用品売却額と比較すると大正九年には五〇%弱であつたのが、昭和元年には六六%、一〇年には実に七三%となつており、産業用品の中心が肥料であつたことがわかる。これに対して、ほんら

第 58 表 購 買 事 業

	産 業 用 品					経	
	肥 料	農 蚕 具	種 苗	飼 料	小 計	米	麦
大正 9年	50,797	753	286	—	106,982	15,208	766
12	43,424	707	453	—	78,598	14,006	420
昭和 1	58,927	877	437	—	88,944	19,350	655
4	63,741	942	355	—	92,508	17,997	544
6	42,273	528	344	—	60,818	12,552	360
8	63,623	1,035	556	5,696	91,496	20,550	641
10	100,976	1,704	652	12,706	138,922	45,257	1,418
九 一							
大正 9	32.2	0.5	0.2	—	67.7	9.6	0.5
12	31.4	0.5	0.3	—	56.8	10.1	0.3
昭和 1	36.3	0.5	0.3	—	54.8	11.9	0.4
4	38.9	0.6	0.2	—	56.4	11.0	0.3
6	37.2	0.5	0.3	—	53.6	11.1	0.3
8	39.0	0.6	0.3	3.5	56.1	12.6	0.4
10	39.8	0.7	0.3	5.0	54.8	17.9	0.6

い生産力の中心をなすべき労働手段である農具の比率は1%にもみならず、そののびも停滞的である。もともと農具のような回転のおそい固定資本たる労働手段によらず、肥料のような流動資本的性格の強い労働対象によって生産力を高めようとするのは、小農経営による日本農業の特色の一つであるが、とくに農業恐慌の過程ではこの傾向が強められたのであって、購買事業における肥料と農具のアンバランスもこれを反映するものにほかならない。

第二の特徴として米の売却額がとくに昭和八年ころから急速にのびて総額の二割近くをしめるようになったことが注目される。この時期には経済用品の売却額がめざましくのびて全体での比率も三二%から四四%へ上昇したが、こののびが主として米ののびに負うものであったことは明らかである。米を主要販売物とする農村において、このように米の購買事業がのびたという奇妙な現象はどのような事情によるものであるかをまづかんたんにみておこう。

購買組合の米の売却額は昭和一〇年には四五、二五七千円で総売却額の一八%をしめている。同年の推定米販売額は八八六百万円であるから、その約五%に当る。つまり購買組合はこの年に商品化された米の五%を購入してそれを組合員に売却していたことになる。この米の売却額が二〇〇万円をこえる府県は福岡・北海道・長野・静岡・広島・秋田の一道五県であって全体のほぼ三七%に当る一六、九一〇千円を売却している。これらの県は六大都市が存在する府県を除くと全国でも屈指の米不足地方であるが、⁽¹⁾過剰県の秋田が意外に多いこととこれらのほかの府

第59表 購買組合売却額と農家現金支出の推移(指数)

	購買組合 売却額	農家現金 支出
大正12年	100.0	100.0
昭和 1	117.3	105.4
4	118.6	95.2
6	82.1	50.0
8	118.0	57.5
10	183.3	62.0

1. 『産業組合要覧』, 『農業経済調査』.
2. 農家現金支出は自小作 1 戸平均の農業経営費と家計費のうちの現金支出額をとった.

県でもかなり平均して売却していることが注目される。これらの米は一部は組合に加入している商工業者によって購入され、一部は長野や静岡のような特殊農産物主産地で米作以外を主とする農家によって購入されていたのである。しかしそれだけでは秋田のような米主産地帯で多量に購入されているという事実を説明しえないのではないかと思われる。どのような種類の米が誰によって購入されていたかを示す資料は見当たらないが、たとえば大正一二年度の『産業組合要覧』をみると秋田や東京の購買組合連合会が売却した米は外米であったことが記されている。このことだけで類推するのは危険であるが、組合の売却した米が外米のように質が悪く価格の安いものはかなり含み、低所得者によって購入された場合が多かったのではないかと考えられる。であるとすれば米の取扱の増加は基本的にはこの時期の組合が小作農や零細農を含む広汎な組織になったことによって、その内部にいわゆる飯米農家もかなり包摂するようになったことによると考えられるのではなからうか。第六〇表をみても明らかのように昭和十一年には米作者で米を購買する戸数は総農家戸数の四一%をしめ、その購買高は推定米総販売高の二三・五%に及んでいる。昭和一〇年には組合はこのような米購入農家をかなりふくんでいたであろう。そしてこのような農家は組合を通じて米を購入することを利益としたであろうし、とくに全販連が設立されて政府払下米を取扱うようになってからはそれを積極的に利用したであろう。こうした農家の加入がこの時期に米購買事業の展開をもたらす基本的な要因であったと考えられるのである。

以上みてきたようにこの時期の購買組合は農民の組織でありながら米の取扱を増加するという矛盾した一面をもちながらも、基本的には肥料を取扱うものとして、農村の販

第60表 米作者の米購売状況(昭和11年)

	千戸	千石
総 農 家 戸 数	5,633	一
米 作 者 米 購 買 戸 数	2,271	7,587
米作収入を主とする者	753	1,982
米作収入を従とする者	1,518	5,604

土屋光豊、松本真雄『米・小麦の販売組合』118頁。

売機関における地位を高めてきたのであった。農家の総購入額はこの時期には減少と停滞をつづけていたから、このような購買組合の発展は当然既存の商人組織におきかえられるという形ですすめられていったわけである。それでは組合はいかなる形で商人組織を排除してのびていくことができたのであろうか。以下ではとくに肥料をとり上げてその過程を検討していくことにしよう。

はじめに販売肥料取扱における購買組合と商人系統の比重がどのような変化をとげていったかをみると第六一表のとおりである。ここで商人系統取扱額とはさし当り小売商段階

での取扱額だと理解しておくことにする。注記したようにこの表にはかなり問題があるから、大体の傾向をみるに止めよう。この表によれば購買組合の取扱額も商人系統のそれも年ごとの増減の方向は消費総額の動きとほぼ一致している。すなわち三者とも大正九年から一二年にかけて大きく減少し、昭和元年にかなり恢復するが以降六年にどん底に達するまでは減少の一路をたどり（購買組合のみは元年から四年にかけて微増する）以降増加に向う。しかし購

第61表 肥料取扱における購売組合の地位

(単位:千円)

	販売肥料消費見込額(A)	購買組合売却額(B)	商人系統取扱額(C)	B/A	C/A
				%	%
大正 9年	363,732	50,797	312,935	14.0	86.0
12	275,813	43,424	232,389	15.7	84.3
昭和 1	339,624	58,927	280,697	17.4	82.6
4	316,089	63,741	252,348	20.2	79.8
6	185,318	42,273	143,045	22.8	77.2
8	222,824	63,623	159,201	28.6	71.4
10	276,701	100,976	175,725	36.5	63.5

1. 『産業組合要覧』, 『肥料要覧』.
2. この表にはかなり問題がある。販売肥料消費見込額は生産額に輸移入超過額を加え、製造原料消費額を差引いたものであるが、それぞれの金額は生産段階と輸移入段階でおさえられているようで、現実に農家が購入するに至るまでの中間経費やマージンをふくんでいないと考えられるのに対して購買組合売却額は農家が実際購入した金額である。又、商人系統取扱額は単純に(A)から(B)を差引いたものであるが、両者の外にも農会やその他共同団体によるものがある。従ってこの数字はごく大まかな傾向を示したにすぎないと理解していただきたい。

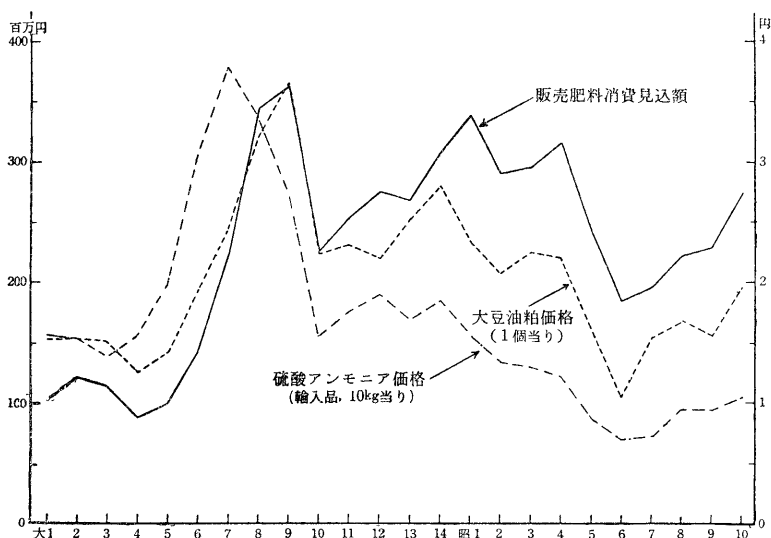
買組合は商人系統より減少のていどが小さく、逆に増加の中が大きい。ため大正九年と昭和一〇年とを比較すれば商人系統ではほぼ半減しているのに対して購買組合では倍増するにいたった。そのため購買組合の比重がいちじるしく高まって全体の三分の一強をしめるにいたる。このような購買組合の発展についてここでその特徴を確認しておくことが有益であらう。

それはこのような購買組合の発展も一貫したペースですすんだのでなくて、昭和六年ころを画期としてその前後ではかなりはっきりした相異がみられるということである。第六一表にもどって購買組合売却額の総額に対する比率をみるとこの時期は一貫して上昇しているのであるが、昭和六年ころまではほぼ三年間に二・三%といった比較的低いペースでのびているのに対して昭和六年以降は六年から八年にかけて六%、八年から一〇年にかけて八%と急速にのびており六年が一つの画期であったことがわかる。この点にやや立入ってみるために金額の動きについてみることにしよう。第六一表でまず販売肥料総消費額の動きをみると大正九年に三六四百万円であるのに一二年には二七六百万円へ激減している。しかし第一図によって大正元年からの販売肥料総消費額の動きを眺めてみると大正元年から三年ころまでは着実なペースでのびているが大戦の影響で七、八、九年の三カ年に異常に増加しており、大正一〇年からは以前のペースに接続する形で、つまり大正三年までの傾向を延長するような形で新たな増加を開始していることがわかる。つまり大正一二年の激減もじつは大正九年が異常だったためであり、一〇年以降はもとのペースにもどったのにすぎないのである。そして昭和元年までふたたび急上昇をみせて以後は停滞に転じるが、それでも四年まではほぼ従来の傾向の延長上にあるとみてよい。ところが昭和六年にはこれまでの動きと全く断絶した極端な低落をみせるのであって、それ以後は全く新らしくその低落した点からゆるやかな上昇をみせているの

農村協同組合の展開過程 (二)

である。

同じ図で主要肥料の価格の動きをみるとほぼ同じ傾向がみられるから、消費額のこのような動きは、数量の変動の影響によるよりも価格の変動によるものであったことは明らかである。昭和六年を画期として新たな価格水準が形成されたことによって消費額、つまり流通過程に入込む販売肥料の金額もまったく新しい水準から出発したことがわかる。このことは購買組合の発展をみる重要な手がかりなのであるが、それはのちにみるとして、購買組合の取扱額と商人機構のそれとの動きが六年を画期としてどのような変化をとげたかをみよう。大正九年の数字が異常であるという点を考慮に入れた上で第六一表にもどってみると購買組合の取扱額も商人系統の昭和六年ころまではがいて総消費額の動きと並行して、比較的順調にのびているといつてよいであろう。もちろん昭和に入ると両者とも停滞しているがその停滞も従来の傾向の延長線上でのものであって、そのいみでさして問題はなかったであろう。ところが昭和



第 1 図

六年以降になると両者はかなり決定的にちがう動きを示している。ともに新しい低い水準から出発するのであるが組合のびが急速であるのに対して商人系統ののびは停滞的であるといつてよいであらう。商人系統との代替もとくにここで問題となるのである。そこで、このような代替がいかにして可能であったか、またそれは何をいみするものであるかという点に焦点を合わせてみていくことにしよう。

それにはまずこの時期の主要肥料の生産と流通の形態をみておく必要がある。第六二表は主要肥料の消費金額の推移をみたものである。まず各品目の動きをみるとこの時期にもっとも顕著にのびたものは硫酸と配合肥料でともに一・七倍、

第62表 主要販売肥料消費状況

	魚 粕	大豆粕	過磷酸 石 灰	硫 安	石灰窒素	配合肥料	その他共 計
実 数 (千円)							
大正 9年	16,020	152,620	24,650	43,460	21,990	30,060	263,732
12	15,130	118,360	18,320	42,250	11,240	27,760	275,813
昭和 1	19,180	133,220	27,150	60,130	12,240	40,710	339,624
4	15,330	85,169	29,603	65,553	16,502	59,187	316,089
6	11,213	48,764	21,238	41,237	8,769	24,697	185,318
8	17,032	49,515	29,673	48,885	14,420	39,674	222,824
10	16,087	51,088	35,372	73,359	17,387	50,515	276,701
指 数							
大正 9	100	100	100	100	100	100	100
12	94	78	74	97	51	92	76
昭和 1	120	87	110	138	56	135	93
4	96	56	120	151	75	197	87
6	70	32	86	93	40	82	51
8	106	32	120	112	66	132	61
10	100	34	144	169	79	168	76
百分比 (%)							
大正 9	4.4	41.8	6.8	11.9	5.0	8.2	100.0
昭和10	5.8	18.5	12.8	26.5	6.3	18.3	100.0

『肥料要覧』.

ついで過燐酸石灰が一・四倍にのびて化学肥料の普及がめざましかった。これに對して有機質肥料のうち魚肥はほぼ一定の水準を保ったが大豆粕は激減してわずか三分の一となった。このような変化は総額に對するそれぞれの品目の比率をみればより明白である。すなわち大正九年には大豆粕が四一・八%で圧倒的な比重をしめ、硫酸一一・九%、配合肥料八・二%、過燐酸石灰六・八%であつたのが、昭和一〇年には硫酸が二六・五%で首位をしめ、以下大豆粕一八・五%、配合肥料一八・三%、過燐酸石灰一二・八%となつてゐる。窒素質肥料の王座としての大豆粕の地位はほぼ決定的に硫酸によつて奪われたのであり、また有機質肥料と無機質肥料の比率をとつてみても六対四でいどころ逆転して四対六となつた。硫酸、石灰窒素、過燐酸石灰といった化学肥料が大豆粕や魚肥を圧倒してゐたのである。そこでここでは硫酸工業をとり上げていくつかの特徴的な点をあげておこう。⁽²⁾

第一に硫酸工業は電気事業と結合した化学工業であつてその生産に莫大な固定資本を必要とするためはじめから独占資本的性格の強いものであつた。たとえば窒素工業の二大勢力といわれる日本窒素、電気化学のうち前者は三菱と深い關係をもち、後者は三井系の会社として発達したものである。そのため硫酸工業の生産力の發達は、きわめて急速であり大正一四年から昭和四年にかけて生産能力は一二万トンから五九万トンへ五倍に増加し、そのうち日本窒素、電気化学の二社で一八万トン、これに朝鮮窒素、昭和肥料、大日本人肥、信越化学を加えた六社では全体の八割をこえる四九万トンに達する。⁽³⁾第二に硫酸工業は確立と同時に農村不況と外安の競争に直面して市場の確保のための努力を強いられることになる。この時期にさしあたり問題となつたのはコストの安い外安との競争である。第六三表でみるように内安の生産が外安を上廻るのは昭和六年以降のことであり、昭和四年には五九万トンの生産能力をもちながら実際に生産したのは二三万トンにすぎない。したがつてこの時期の硫酸資本の要求は硫酸工

業の助成と市場の確保という点に集中することになる。⁽⁴⁾

しかしこのように肥料資本の関心が基本的には外安に向
けられていたとしても、硫安が独占資本の生産物である
という事情は、これまで小資本による生産物である大豆
粕や魚肥の流通を担当してきた商人機構を変質させず
にはおかない。

そこでつぎにこの時期の流通機構とその変質過程をみ
ていくことにしよう。

この時期の販売肥料の流通機構の特徴はその担当者の性格が前期的な商人資本から近代的な商業資本に転化した
ということであろう。すなわち、これまでの商人機構は生産者に対する支配と価格の不安定性を利用して莫大な利
潤をえることができたのであるが、この時期には独占資本のあげる利潤の一部分を単なる手数料の形で獲得するに
すぎないものになるのである。そのことはこの時期の硫安の流通機構をみれば明らかであろう。まず内地硫安の販
売組織はメーカーによって若干異なるが、その基本的な型はメーカーが中央にいくつかの特約店を指定し、その特
約店から地方問屋——小売商をへて農民に売渡されるというものであった。中央の特約店の中では三井物産、三菱
商事がもっとも大きな比重をしめていたから、その商人資本的利益もかなり主張されたではあろうが、半面両者は
メーカーと資本的つながりをもっていたから、その意味ではメーカーの販売部という性質のものだったのであり、
次第に商業資本として利潤の分配に与かるという形になっていったと思われる。その他の特約店のばあいはいはメーカ

第63表 硫安の国内生産と
輸入の推移 (単位: トン)

	内安生産 数量	外安輸入 数量
大正12年	104,213	145,725
13	108,713	168,397
14	131,138	203,550
昭和 1	147,000	296,025
2	176,475	250,014
3	232,425	284,475
4	234,609	380,658
5	265,826	302,905
6	393,237	224,148
7	459,663	118,735
8	471,398	108,449
9	494,350	160,901
10	611,751	238,598

『肥料要覧』。

一の力が強く、手数料という形で商業利潤の分配に与かるものとなった。外安のばあい、英国硫安は販売会社が府県に二、三の特約店を設けてそれに販売し、ドイツ硫安ははじめ三井・三菱の手をへて市場問屋に供給されていたが昭和四年から市場問屋を特約店に指定して直接それに販売する形がとられるようになった。

このような特約店制度がとられるようになったことはメーカーや輸入会社の支配が確立して市場問屋を商業資本に転化させたことを意味するものであるが、われわれはこのような特約店となりえた市場問屋の数が限られたものであったことに注目しなければならない。昭和初年には東京・大阪に数十軒ないし百軒をこえる市場問屋があったが、各メーカーや輸入会社はせいぜい一〇ないし三〇ていどの市場問屋を特約店としたにすぎないから特約店となりえないものもかなり出てきたと思われる。このばあい各メーカーや輸入会社の特約店になりえたものは、地方に広い安定した販路をもつ大市場問屋であったことは当然想像される。したがってこのような特約店制度はすでに市場問屋の間でより多くの取扱を行なうものと取扱を相対的に縮小していくものとに経営の分化が生じていることを基礎としているのであり、その傾向をますます強めていくものであったことは明らかである。そのいみで特約店制度は市場問屋の整理、集中をいみするものにほかならないのであって、硫安資本はこれによって手数料を節減させ、流通費用を節約することができたのである。英国硫安のばあいにみられるような中央市場問屋をへず府県に特約店を設定するという動きはこれをさらに押しすすめたものといえよう。

このような特約店制度は市場問屋と地方問屋の間にも、さらには地方問屋と小売商の間にもいどの差こそあれ貫ぬかれていたと考えられるのであって、肥料の流通組織は一貫して硫安資本の統制のもとにおかれることになり、各段階の担当者は次第に手数料取得者の地位に低落するとともに、かれらの競争が激化して取扱額の集中の過程が

進行していったと考えられる。要するにこの時期に肥料の流通を担当する組織が総じて商人資本から商業資本に転化しつつあり、それが激しい競争と集中を伴わないがら進行していたことを確認しておかねばならないのである。

しかも末端の小売商は少なくとも収入の面では商業資本とよぶにも値しない地位に転落していったと考えられる。

そこで購買組合の対抗者と考えられる小売商の手数料が昭和初年がどの位のものであったかをみることにしよう。これを確かめる直接の資料はないが昭和四年度についての購買事業の調査をみると肥料は市価ないし、やや安く売るといふ組合が圧倒的に多く、手数料について特記してあるものと仕入値に三分の手数料を加えるものもとても多く四分がそれにつき五分は例外に属する。もともと第六

四表をみると手数料率は昭和四年には一七％にも達しているが、これは掛売したばあいの利子をふくんでいるものと考えられる。いずれにせよ現金売のばあいは一割をこえないと考えられ、とくに六年以降の収入の激減が注目されよう。ところで組合の仕入地はほとんど地方の中小都市か大都市となつてゐるから仕入値は問屋の卸値である。したがって仕入値にせいぜい一割弱を加えたものが市価、つまり小売商の現金売値であつたと考えられる。これから諸経費をさしひかねばならないから小売商の純収入はせいぜい五分ていどにすぎなかつたわけである。ところで肥料商一人当りの販売額を大ざっぱに推定してみると第六五表のとおりである。これによると昭和元年の一人当り取扱額は約七千円弱にすぎないからこの五分の所得があつたとしてもわずか三五〇円にすぎない。他方農家経済調

第64表 購売組合の肥料取扱収支
(4組合平均) (単位：円)

	仕入金額	売却金額	利 益	利益率
				%
昭和 2	58,554	62,560	4,606	7.9
4	60,106	70,101	9,995	19.6
6	39,059	38,636	-423	—
7	44,811	46,106	1,295	2.9

前掲『第二次四種兼営組合に関する調査』。

査によつて同年の自小作の農家所得をみると一、三八七円となつてゐるからその三分の一にもみたない。肥料商の大半は米穀商をかねていたからその面からの収入があることや、掛売が一般的であつてその利子が極めて高利であつたことを考慮に入れても、小売商の収入がいかに小さなものであつたかは明らかであろう。

このような小売商にとつて農業恐慌の打撃がいかに大きなものであつたかは容易に想像されるところである。昭和六年には小売

商販売額は半減してゐるから手数料収入も半減して二〇〇円でいどとなつたわけである。しかも売掛金の回収不能部分も相当あつたと思われるからその打撃は深刻であつた。もともとかれらは商業利潤をえていたと考えられないのであるが、今や生活費の確保すら不可能となつたのであつて、肥料商としての再生産が不可能な状態におちいたものも多かつたであらう。かれらにとつては工業が生産方法の改良によつて個別的価値をひくめ、超過利潤を獲得するという方法で恐慌を脱出しようとするように、運輸方法の改善その他によつて流通費用を低下させ超過利潤をえようと努力はするであらうが、規模が余りに零細であるためそれにも限界がある。かれらは新しい価格水準を前提とした上で経費を低下させることによつて再生産を開始することがほとんど不可能なのであつて、次第に資本をくいつぶし、取扱量を減少させて脱落、整理されていかざるをえない運命におかれるのである。第六五表では肥料営業者数の減少がさして顕著でないが、肥料商として営業をつづけるものも多くは縮小再生産であつたと考えられる。肥料商の取扱額の比率が昭和六年を画期として急速に低下するものもそのためだと考えられるのである。

第65表 肥料売買業者と1人
当り取扱額の推移

		肥料売買業者	1人当り 取扱金額
		人	千円
昭和	1	46,127	6.8
	4	45,644	6.1
	6	43,913	3.6
	8	41,614	4.3
	10	40,593	4.8

- 1.『肥料要覧』。
2. 小売商の数は上欄の肥料
売買業者の 9割と仮定し、
それで第58表の商人系統
取扱額を割つて 1人当り
取扱額を推定した。

このようにみてみると、昭和六年を面期として購買組合の取扱額が急速にのびてくるのは組合が積極的に小売商を排除したというよりは商人が肥料取扱を縮小せざるをえなかったことに対応して、そこにできた空隙をうめるという形で、消極的に代替していったにすぎないということがほぼ明らかであろう。新たな価格水準とそれからくる低い手数料収入に小売商が対応していけなかったのに対して、それに対応するものとしての購買組合が代替していったものと考えられるのである。

このような購買組合の対応力は、組合がこの時期に経営体として二つ有利な点をもっていたことによるものであった。

その第一は購買事業独自での採算が要求されなかったという点である。組合はもともと商人のように利潤獲得を目的とするものではなかったが、経営の維持のためには固定設備や什器等のほかに人件費をまかなわなければならない。この時期の小売商の収入はせいぜい家計費をカバーするにすぎなかったから、購買事業が人件費を全額負担しなければならないのであれば小売商とまったく同じ条件で経営を行なうことが要求されるわけである。それでは商業活動に熟達した商人に対抗することはほとんど不可能に近い。ところが購買事業は設備、什器等を信用事業と共通していただけでなく、信用事業の担当者が同時に購買事業を担当することができたのであり、信用事業の収入によって購買事業の人件費をまかなうことができるという利点をもっていたのである。そのことはさきの第六四表において組合の取扱額が商人のそのの一〇倍に近いものであったにもかかわらず、手数料収入は、昭和六年はマイナス、七年でも、一、三〇〇円でいどであって、人件費をまかなうことはきわめて困難であったという事実からも明らかであろう。人件費を手数料収入で負担しなくてもよいことが組合の第一の武器だったのであり、その

いみでは、のちにふれる「肥料配給改善助成規則」によって全購連や購連に人件費補助金が与えられることは極めて大きないみをもっているのである。

購買組合の有利性の第二はこの時期に政府から低利資金が購買組合の運転資金（肥料購入資金）、および農家の肥料購入資金として大量に供給されたという点である。この時期には農家は肥料商から肥料を掛で購入して出来秋に決済するという形が一般的であったから、組合が人件費をまかなえぬていどの手数料でも経営を維持できるという利点をもっているとしても、農家に肥料資金の貸付を行なうかあるいは掛で販売するかの方法をとらなければ事業量を増加させることは不可能である。しかしこれまで肥料資金の貸付や掛売の条件がきわめて厳格であつて、その恩恵に浴しえたものは信用のある上層農家に限られていたことは前章でみたとおりであり、そのことから第一の利点も十分發揮されず組合の發展も制約されてきたのであつた。ところがこの時期になるとくに農民を対象とする低利資金の供給が活発になる。第六六表は中金が組合に対して行なつた肥料資金の貸付額の推移をみたものであるが、昭和六年は前年度の二倍の二百一十萬円となり、以降も増加をつづけて一〇年には七〇百萬円となった。これを組合の肥料売却額と比べてみると六年は四九％、八年にはじつに八四％に達し、一〇年にはやや低下するがそれでも六九％に及んでいる。中金だけで肥料資金の大半を供給しているわけである。

第66表 中金の肥料資金貸付状況（年度中）
（単位：千円）

	肥料購入	煙草肥料	米作者急 必	総 額
昭和 2	639	1,784	34	2,457
3	847	1,850	7,319	10,016
4	2,599	1,404	24	4,027
5	6,861	1,734	15	11,610
6	19,026	1,659	—	20,685
7	30,831		8,988	39,819
8	29,099		24,619	53,718
9	45,856		13,434	59,290
10	65,484		4,259	69,743

さらに組合段階での肥料販売と融資状況をみると第六七、六八表のとおりである。第六七表では農家組合員数の五ノ六割しか組合から購入していないことがまづ注目される。残りの四ノ五割は低利資金の貸付すら受けえない零細農であったと考えられるから、組合員の層が拡大したといい、また組合の事業が拡大したといってもそれが中農以上層を主たる対象とするものにならなかったことは十分注意しておかねばならぬのである。肥料売却員数に対して肥料資金貸付員数が少ないのは掛売の比率が高かったことによるものであると考えられる。第六八表をみると掛売の比率は総額の六割ていどとなっている。同表で肥料資金貸付額が現金での売却額を大きく上廻っているのは一つには組合から貸付をうけながら小売商から購入するものがあること、また貸付をうけながら小売商から購入するものがあること、また貸付をうけながら小売商から購入するものがあることを思わせるが、六割ていどの組合は掛売を一定期間後は信用事業の貸付勘定にふりかえているから掛売のかんりの部分が貸付として重複して現われている

農村協同組合の展開過程 (二)

第67表 購売組合の肥料売却と肥料融資の状況

(単位：人)

	農家組合員数 (A)	肥料売却員数 (B)	肥料資金貸付員数 (C)	B/A	C/B
				%	%
昭和 6年	1,702,247	934,898	584,524	54.9	34.3
7	1,748,465	1,020,732	645,598	58.4	36.9
8	1,511,757	971,267	543,192	64.2	35.9

産業組合中央会『肥料金融等ニ関スル調査』。

第68表 購買組合の肥料売却と肥料融資の状況

(単位：円)

	区域 内 金 肥 消 費 額 (A)	購 買 組 合 売 却 額			肥料資金年度 内 貸 付 額 (C)	B/A	C/B
		現金	掛売	計 (B)			
		%	%			%	%
昭和 6年	104,943,052	39	61	32,298,495	27,971,242	30.8	86.6
7	108,237,024	41	59	36,329,938	29,884,933	33.6	82.3
8	98,796,696	43	57	40,223,811	27,650,632	40.7	68.7

前掲「調査」。

るのであろう。いずれにせよわれわれはこれらの表によつて組合員が組合から購入する肥料のほとんど全額にたいして貸付あるいは掛売の形で信用が与えられていることを確認できるのである。

このように中金からの低利の借入金によつて農民が肥料を購入できたことは農民にとつて利益であることはもちろんであるが、それは組合の経営にとつても大きな意味をもっている。この時期の肥料小売商の多くは肥料購入資金をより高利の借入金によつてまかなつていたと考えられるのであり、その負担がかれらの収入を押し下げてその経営をより困難にしていたと考えられるのに対して、組合のばあいはいもつぱら低利の借入金でまかなうことができたからである。この借入金のもつ意味がいかに大きかつたかは組合の取扱額が中金の貸付額と並行してのびていることからわかる。中金の貸付が主として低利資金によるものであることは前節でみたとおりであるから、購買組合の發展も国家資本の導入をまづはじめて可能となつたものといえよう。

このように購買事業は信用事業との兼営であるため少ない手数料で経営を行なうことができたことと、低利資金の導入を軸とした資金面の充実という二つの有利な特質をもつことによつて、次第に小売商に代つて肥料の流通組織としての地位を高めていくことになる。しかもそれは組合の段階では流通機構の末端の小売商と交替するにすぎないが、同じ現象は流通機構の各段階において進行するのであつて、市場問屋段階では全購連、地方問屋段階では購連の事業量の急速な伸長となつて現われるのである。

全購連や購連が急速にのびた理由は基本的には単位組合のばあいと同じと考えられるが、ここではとくに全購連についてやや立入つて補足しておくことにしよう。

先にもみたように特約店制度は市場問屋の規模の分化を基礎とし、それをさらに發展させるものであつた。とこ

るで大恐慌の過程で肥料価格が暴落し、手数料率も手数料収入も低下することになると低下した手数料率の下で平均利潤ないしそれに近い収益をあげることができず、取扱量の大きい大市場問屋に限られてくるであろう。弱小市場問屋は次第に経営を縮小せざるをえなくなるであろう。小売商のばあいは生活費の線が問題であったがここではいさう平均利潤の獲得が問題となると考えられるから、利潤追求を目的としない全購連は相対的に強い競争力をもつことになる。つまり市場問屋は何かの利潤を獲得しなければ経営を維持できないが全購連は経費をカバーする収入があればいさう活動することができるのである。しかも全購連は先にもふれた「助成規則」によって役職員の俸給と旅費等の費用および市場問屋の資格の一つである肥料配合所の設置費に対して四〇万円の助成金と宣伝情報事業費として四万円の交付金をうけることになる。⁽⁶⁾これが全購連の経営を如何に強化するものであったかは明らかであろう。また資金の面については中金が組合の肥料資金を貸付けるばあいとくに全購連からの購入に対する貸付を優先的に取扱ったことによつて安定していたし、このような措置自体が全購連の事業を自然に拡大させていくことにもなった。

しかし全購連がこの時期に発展しえたことは以上の二点によるだけでなく今一つ重要な条件が成立していることが必要であった。それは価格の安定という条件である。全購連は農民の連合体である組合を基盤とする上部組織であり、組合、購連を通じて上ってくる注文によって仕入を行なう。ところが全購連が仕入れてから価格が低下したようなばあいはしばしば下部組織は注文を取消す事態が生じるであろう。それは当然全購連の経営を極めて困難なものにするであろう。ところが全購連は市場問屋のように商機に應じて売りつなぎあるいは買いつなぎによって危険を少なくすることはできない。その経営は事務的であつて商人的活動はできないのである。したがって大

豆粕のような価格の変動がはげしく投機の対象となるような肥料を主な取扱品とするばあいその活動はいちじるしく制限されることになる。ところがこの時期に肥料の中心が独占資本の生産物である硫酸に移ることになると価格も硫酸資本によって決定されることになり、商人的活動によって変動するはばが小さくなる。こうして価格が安定してくる上に取引先たる硫酸資本の数も少数になるから、事務的な経営しかできない全購連でも市場問屋と並んで活動できることになるのである。このことは購連や単位組合についてもあるていど共通するのであるが、流通機構も下へ行くほど価格は比較的安定してくるし、購入の意志決定と現実の購入の間に時間的ずれが少ないため価格変動をうけるていどが小さいのに対して中央ではもっとも活発に投機的活動が行なわれるから、とくに全購連の段階でもっとも問題になるのである。

以上みてきたことによつてこの時期の購買事業の發展が何によるものであつたかはほぼ明らかであろう。それは決して積極的に前期的商人機構を排除するという形で發展したものではない。後者は独占資本による硫酸工業等の發展によつてすでに近代的商業資本に転化しつつあつたのであるが、農業恐慌による手数料率の低下は市場問屋、地方問屋の段階では平均利潤、小売商の段階では生活費を獲得することをも困難にしたのであつて、かれらの整理集中は必然のものとなる。

他方組合系統は低い手数料で経営を行なうことができるという利点をもっているほかに低利資金の大量の供給があつて次第に取扱量を増加させることが可能となる。しかも独占の成立は独占価格の成立による価格の安定という条件を作り出したのであり、それは組合系統、とくにその頂点に立つ全購連の経営を確実なものとして系統利用を急速に促進したのである（第六九表）。

こうみてくると組合の発展を可能にした条件がいずれも独占段階でのものであることがわかる。それは一方では独占の成立による価格の安定と前期的商人資本の近代的商業資本への転化、および農業恐慌の過程での商業資本の整理集中の進行という独占資本主義下の下部構造の動きを基礎にしており、他方では独占段階における主として中農以上層を対象とする小農保護政策の一つとしての低利資金や助成金の交付という上部構造の動きによって発展の可能性を与えられたのである。こうみてくるとこのような購買事業の果たした役割も明らかである。それは一方ではより小さい流通費用で流通過程を担当することによって独占資本のために流通過程を合理化するとともに、他方では小農保護政策の一環として商人の肥料前貸による収奪をまねがれさせて肥料の供給を確保させる。しかも購買事業が現象的には商人機構と対抗してそれを排除するという形で発展し、そのため肥料商人による反産運動との闘いを行なわざるをえなくなることによって農民の目を真の敵である独占資本からそらせる役割をも果たことになるのである。

注(一) 昭和七年度の『米穀要覧』によれば六大都市の所在する府県を除いた米不足地方の順位は、北海道、福岡、広島、長崎、静岡、長野の順であり、秋田は過剰地方の四位である。

農村協同組合の展開過程 (二)

第69表 肥料購買事業における系統機関利用状況

(単位：千円)

	購組購買額 (A)	購連売却額 (B)	全購連売却額 (C)	B/A	C/A
				%	%
大正 9年	48,257	4,987	—	10.3	—
12	41,253	6,504	1,463	15.8	3.5
昭和 1	55,981	15,299	3,122	27.3	5.6
4	60,554	19,420	8,417	32.1	13.9
6	40,159	21,738	16,837	54.1	41.9
8	60,442	44,457	42,598	73.6	70.5
10	95,927	81,006	77,918	84.4	81.5

1. 『産業組合要覧』、『全購連十五年史』。
2. 購買組合購買額(仕入額)は売却額から5%の手数料をさし引いて求めた。

- (2) この時期の販売肥料の生産および流通を取扱ったものとしては、佐藤寛次『肥料問題研究』のすぐれた業績がある。以下の敘述は主にこれによっている。

- (3) 大内力『肥料の経済学』一三六、一三七頁。

- (4) 穴見博「旧全購連の社会的・経済的機能」『本誌』第一三卷第一号(第一、二節参照)。

- (5) 産業組合中央会『農村購買組合調査』この調査は二〇府県の二〇組合を対象としている。

- (6) 『全購連十五年史』九七〜一〇〇頁。

(未完)